

国分寺市立第三光町学童保育所及び国分寺市立第四光町学童保育所

指定管理に関する事業計画及び企画提案書

令和2年8月 27日

団体名称 特定非営利活動法人ワーカーズコープ

\*各項目について、貴団体等の状況及び指定管理に係る取り組み・考え方について記載してください。

\*各項目の記載欄不足の場合は、任意の別紙に記載し添付してもかまいません。

(1) 団体等の基本理念・姿勢について

\*施設の設置目的に対する理解や公共性・平等利用についての考え方

(2) 団体の安定性について

\*団体等の経営状況の安定性

(3) 団体の継続性について

\*団体等の設立から何年経過しているか

(4) 団体等運営の透明性・公平性

\*進んで団体等の情報等を公表しているか

(5) 団体等運営における法令等の遵守状況

\*個人情報保護法、労働基準法等が遵守されているか

(6) 運営実績

\*同様な施設での運営実績（契約書等の添付のこと）

(7) 効率・効果的運営への取組み状況

\*施設利用の促進方策・創意工夫

(8) 受託への熱意・意欲

(9) 事業運営への独創性

\*団体等でしかできない事業提案

(10) 施設管理の安全性への配慮

\*有資格者の常駐・施設管理の専門性のある団体等

(11) 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）

\*利用者への対応マニュアル・社員教育独自マニュアルの整備（利用者へ平等利用は確保できているか）

(12) 社員等の育成状況

\*研修の実施状況等

(13) 個人情報保護対策状況（情報の管理体制）

(14) 自主事業などの提案

\*施設の設置目的に沿って団体が独自に企画し、自己の財源で行う事業

\*自主事業収支計算書（書式任意）を提出してください。

(15) 障害者の雇用状況

\*事業所における障害者雇用率

(16) 高齢者の雇用状況

\*事業所における高齢者（65歳以上）雇用率

(17) 管理運営に必要な提案金額

\*詳細については、別紙収支計算書を参照。

(18) 環境への配慮

\*ISOやエコアクション21などの取り組み状況

(19) 地域雇用の状況

\*当該施設における市内在住者の雇用、高齢者の雇用、現状及びこれからの計画

(20) 災害時の対応

\*地震等の災害が発生した場合の対応

(21) 学校及び地域等との連携による児童の育成支援への取組について

\*学校や地域等との連携による子どもの成長過程等に応じた事業展開、保護者への支援、連携など保護者との信頼関係の構築のための取組、既存学童保育所との連携交流など

(22) 配慮を要する児童への対応について

\*配慮を要する児童（障害のある児童等）への対応方針及び体制（職員配置、研修体制等）が適当であるかなど

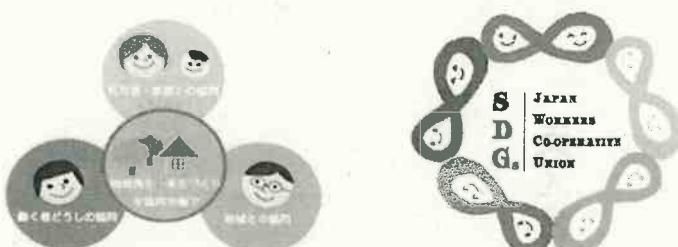
## (1) 団体の理念・姿勢について

### \*施設の設置目的に対する理解や公共性・平等利用への考え方

#### 1. 運営の理念

### 基本理念

- ・私たちは、働く人々、市民がみんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合って、人と地域に役立つ仕事をおこす協同組合です。利用者との協同、地域との協同、働く者同士の協同を大切にします。
- ・私たちは、SDGs（持続可能な開発目標）に賛同し、その実践にあたって多様な連帯・協同をもって取り組みます。



#### 2. 指定管理者としての運営方針

学童保育所は、子育て支援の重要な拠点として児童の健全な育成を図るために、遊びや生活の場として設置されるものです。こうした役割を具体的に果たすために、以下の点を重視して、公の施設として市民に対して平等かつ開かれた学童保育所運営を進めていきます。

### (1) 地域・市民に開かれた運営の実施

- ・国分寺市民の子育て支援向上を担い、国分寺市の財産を大切に活用し、業務を遂行し、責任を全うします。事業計画を定期的に振り返り、その都度到達点を確認しながら、事業計画を実施出来るよう努めます。安定性のある施設運営を進めています。

### (2) 利用者・地域に寄りそう

- ・利用者の不安や悩みを軽減し誠実な対応を行います。利用者はサービスの受託者であると同時に、学童保育所と共に創っていく存在であると考えています。私たちは単なるサービス提供者におさまることなく、利用者主体の在り方を追求しながら地域のニーズを捉え、必要な取り組みを行っていきます。

### (3) 働く者が利用者とともに成長・前進する

- ・心地よい労働環境を整備し、働きやすい、働き続けたいという職場風土を形成します。全国組織としての多種多様な実践と実績を活かした人材育成、研修の充実を図り、働く者のモチベーションの維持とスキルの獲得を行います。

### (4) まち全体を巻き込んで新しい子育て支援の創造を目指す

- ・関係機関と協力して、まちづくりに貢献する子育て支援を目指します。施設同士の相互の交流や情報交換はもちろん、国分寺と共に盛り上げていく人々との連携をはかり、より地域に根ざした一体的な運営を行います。地域の特性や、子どもの様子を広い視野で捉え、包括的な運営を目指します。

### 3. 子育て支援についての理念・基本方針

「国分寺市子育て・子育ちいきいき計画」の基本理念「一人ひとりを大切に みんながみんなの中で豊かに 育ちあい 支え合う」を重要な視点において、以下の3つの基本方針を定めます。

育ちあう

自然や食、地域の文化、人と人との関係を大切にします  
・子どもたちが生きる力を持続する環境をつくります  
・地域や暮らしの中にある行事や文化を大切にします  
・人と人との関係の基礎となる豊かな「あてひめ」を共に創り出します

支え合う

利用者主体と豊かな人間関係を広げます

- ・子どもの想いと自主性を中心置いて、子どもがら学ぶ姿勢を大切にします
- ・子どもたちが心地よい時間と経験を持つ居場所づくりをすすめます
- ・子どもたちが安心して失敗できる場と関係性を作り出します

広げあう

子どもの願いや課題を中心にまちづくりをすすめます

- ・子どものSOSをキャッチできるアンテナを高めます
- ・子ども、親の願いや困難に寄り添いながら、まちづくりに挑戦します
- ・地域や市民、行政とも連携したまちづくりを広げます

### 4. 施設の公共性・平等性についての考え方

私たちは、市民主体で、開かれた施設でありたいと考えています。

市民主体を目指すうえで、利用者・市民を、公共サービスを担う主体者として位置づけ、一緒に作る姿勢を大切にします。また、市民の参加を広げ、人と人との支えあえる関係を地域に広げる中で、地域の再生やまちづくりの拠点としての役割を果たします。人の命や生活を支えてきた公共サービスを担う上で、「市場化」ではなく、「市民化・社会化」する方向で市民自身の参画を公共性・平等性を保ちつつ発展させていきたいと願っています。

開かれた施設を目指すうえで、次の5点を大切にします。  
①市民との信頼関係作り・雰囲気作り  
②施設・設備への配慮  
③積極的な情報発信・施設のルールの周知  
④近隣住民への配慮  
⑤防犯・防災・不審者対策

を講じる、です。

## (2) 団体の安全性について

### \*団体等の経営状況の安定性

2001年9月に「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」は、「労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会センター事業団」を母体に、自治体から、パートナーシップを組む上で、NPO法人を作ったらどうかとのアドバイスもあり設立されました。設立母体である「労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会センター事業団」が全面的に支えています。どちらも「働く市民が主人公となって、人や地域に役立つ仕事おこしを進める協同組合」の理念を共有しています。

センター事業団から、資金・人材・事業のノウハウなどの支援を受けて、ワーカーズコープは、元気高齢者作りや子育て支援を中心として、地域に密着した様々な事業へ挑戦することを進めてきました。

### 1. 当団体の財務状況

当法人は、令和元年3月末で19期目の決算を終えました。事業活動は、第2期目から開始し、第4期目（平成16年4月期）以降は黒字決算ができ、令和元年3月期で純資産（繰越利益剰余金）は929,436千円となり経営的にも安定しています。

私たちは「全組合員経営」を経営理念に掲げ、1人ひとりの働く者自身が労働者であり、出資者であり、経営者である協同労働の協同組合（労働者協同組合）として運営をしています。

### 2. 法人支援体制

当法人は全国本部・東京統括本部を豊島区に設置し、多摩地域を管轄する三多摩山梨事業本部の事務所を八王子市に構えています。全国本部が多種多様な実践を広く示し、そのバックアップのもとに三多摩山梨事業本部が管理部門・間接的な支援体制を整え、現場を支える多摩地域の支部機能を果たしています。国分寺においては、エリアマネージャー、所長、副所長、現場責任者体制を構築し、安定して施設運営が出来るよう、十分な組織体制・運営を整備しています。

### 3. 全国組織の強みを活かして

ワーカーズコープは、全国組織であることが大きな強みです。全国各地の実践をわが地域の力にし、そこから学び、発展させることができます。三多摩エリアでも、子育て分野をはじめ、地域福祉、清掃分野、就労支援など協力し合い「新しい公共」の場への挑戦をしています。

### 4. 経営方針

#### ～経営方針・理念 「社会連帯経営」～

公共サービスの運営を通じて、利用者、地域との接点が大きく広がる中で、関わる人たちの直接参加を広げ、利用者、市民、働く者同士の協同の関係を大切に築きながら、共にその事業を発展させていく「社会連帯経営」を目指します。全ての人が地域課題に関わりを持ち、連帯性を高めながら、地域を再生する当事者として参加する経営です。



#### ①事業の質の確保

- ・全国組織として、主たる本部は東京都豊島区池袋に所在していて、学童保育所の質の維持と向上、職員への学習・研修を目的として「事業推進部」があります。

#### ②経営の効率性

- ・一定の給与水準を保持することを前提に予算計画を立てます。また、子どもたちにかけるおやつ代や行事費などの経費は国分寺市の仕様の通りに予算を実行していきます。

#### ③経営に関して話し合う日の設定

- ・毎月の収支状況を全職員と共有します。
- ・収支計画に照らして課題を明確にして、次月の目標を立てます。

#### ④経営報告

- ・当月予算と実績の対比報告書を毎月10日までに提出します。学童保育所の経営収支を毎月集計して、予算対比評価を行い、報告書として本部へ提出します。
- ・会計月報を毎月5日までに提出します。「入出金伝票、現金出納帳、預貯金通帳コピー、請求書等」を回収して、事業本部で集約、チェック、処理を行います。

#### ⑤経営事故を事前に防ぐ

- ・学童保育所の一つひとつの現場でも会計監査は毎年実施します。
- ・法人全体でも第三者からの会計監査を受けています。
- ・顧問弁護士、就労者としての公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務により経営全般を支援してもらえる体制があります。

### (3) 団体の継続性について

#### \*団体等の設立から何年経過しているか

母体であるセンター事業団は、設立33年を迎えてますが、特定非営利活動法人ワーカーズコープは19年を経過したところです。全国で地域に必要な仕事を市民の方とともに作ってきた協同組合として、大きく広がっています。各種メディアや国民生活白書や子ども白書などにも取り上げられています。協同という新しい働き方が、社会に受け入れられ、映画「ワーカーズ」の上映会も行い、法制化に向けて動いています。近年は子育て分野での活動が広がり、児童館や学童保育所、保育園、親子広場など子育て支援関連の実績を残しています。（別添：パンフレット・ワーカーズコープ子ども・子育ちパンフレット）

#### 国分寺市内の事業運営の歴史

2007年 国分寺市第二光町学童保育所

2012年 国分寺市ひかり児童館・第一光町学童保育所、第二光町学童保育所、第三泉町学童保育所

2013年 国分寺市もとまち児童館、第一・第二東元町学童保育所

2014年 国分寺市東恋ヶ窪学童保育所、日吉町学童保育所、西恋ヶ窪学童保育所、福祉センター

2017年 民設民営学童保育所「国分寺駅北口和みっこクラブ」、放課後等デイサービス「すてっぷ」

2018年 国分寺市いきいきセンター・民設民営学童保育所「ふじSUNクラブ」11月開所

## (4) 団体運営の透明性・公平性

### \*進んで団体等の情報等を公表しているか

#### 1. 利用者アンケートと保護者会

学童保育所では年に2回程度保護者会を実施し、日々の運営にその声を反映させています。また利用者アンケートを毎年実施し、出された意見や要望については次年度の方針作りに活かします。アンケート結果は集計し、市へ報告します。学童保育所の運営、行事などの企画内容、職員について、今後の希望などのニーズを把握し、業務改善を行います。

##### <保護者からの声>

- ・夏休みは映画会や縁日など子どもたちが楽しく過ごせるようにいろいろ企画いただき、とてもよかったです。親もとても助かりました。
- ・学童が清潔で清掃が行き届いており、安全衛生に努めています。また子どもが職員を慕う様子から親としては安心して通わせることができます。

#### 2. 地域への情報発信

小学校、保護者の方、地域の協力団体等へ、学童保育所の様子など個人情報に留意をしながらもお便りなどで情報発信をしていきます。

具体的には法人の基本的方針や年間事業計画、年間事業報告、施設の利用方法や定期的事業、期間的事業、子育て支援情報、関連施設情報、国分寺市に関わる地域情報など利用者・市民に関わる情報について、積極的に発信します。また地域の行事へ積極的に参加し交流しています。

#### 3. 法人内相互監査の実施

法人では、内部監査の取り組みを実施しています。より客観的に業務内容を把握する事を目標に、子育て支援施設の第三者評価項目に従い、総合評価を基本にした現場調査を行い分析・評価を各現場にフィードバックを行いながら、客観的な視点を大切にした運営改善を目指します。

#### 4. 情報公開

私たちワーカーズコープは、情報公開規定に基づき、情報をホームページでも公開しています。したがって、国分寺市情報公開条例および、当法人が定めた別紙「情報公開規定」にもとづき、公開の申出があった場合（書面にて申請）、閲覧を可能とします。

## (5) 団体運営における法令等の遵守状況

### \*個人情報保護法、労働基準法等が遵守されているか

#### 1. 個人情報保護規定、並びに労働基準法の遵守について

国分寺市の「国分寺市個人情報保護条例」第13条の3に基づき、適正な管理を行います。※運用については(13)個人情報保護対策状況へ記載しています。

また、労働基準法に基づき、常勤者は週40時間の就労体系で勤務し、社会保険、雇用保険等に加入し、週20時間以上の勤務者については、雇用保険の加入、その他労災保険、共済等の保険や労働基準法に基づき、就労半年後より有給休暇取得などを行っています。非常勤者についても、労働基準法に基づき、社会保険加入や雇用保険加入の手続きを行いながら運営しています。労働安全衛生法についても労働災害防止の観点から重視します。中でも労働者の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成と促進を促します。安全衛生責任者を本部に置き、産業医制度を確立し、定期的な現場指導、巡回を行います。

### 特定非営利活動法人ワーカーズコープ個人情報保護規定

#### (趣旨)

第1条 この規定は特定非営利活動法人 ワーカーズコープ（以下「当法人」という。）が行う個人情報保護の実施について必要な事項を定めるものとする。

#### (個人情報の取扱い)

第2条 当法人の活動の種類に係る対象者または利用者個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについて、その管理責任者を設置し、適切な管理を行う。

#### (個人情報の収集)

第3条 利用者から個人情報を収集する場合は、その収集の目的、利用者に対する当法人の窓口を明確にした上で、必要な範囲の個人情報を収集する。

#### (個人情報の第三者への提供・開示)

第4条 当法人は、利用者より収集した個人情報を適切に管理し、利用者の承諾を得た範囲以外の第三者に提供、開示等は一切行わない。

（但し、(1)法令の規定による場合、(2)利用者又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するため必要な場合を除く。）

#### (個人情報の漏洩や再提供)

第5条 当法人が、第4条における利用者の承諾に基づき、業務を遂行するために個人情報を提供する関係組織には、利用者の個人情報を漏洩や再提供しないよう、適切な管理の実施を要請する。

#### (個人情報の照会・修正・削除)

第6条 利用者が、利用者の個人情報の照会、誤記等があった場合の修正、削除等を希望する場合には、当法人情報管理責任者が、合理的な範囲ですみやかに対応する。

## 2. 福祉施設にかかる法令等

以下の法令等を児童館・学童保育所に配置します。また「国分寺市子育て・子育ちいきいき計画」をもとに、研修・学習会を通じて職員が内容を理解し、実行に努めます。その他、国分寺市子どもいじめ虐待防止条例についても理解し、実行します。

### 1. 社会福祉六法

- ・児童福祉法
- ・身体障害者福祉法
- ・生活保護法
- ・知的障害者福祉法
- ・老人福祉法
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法

### 2. 子どもの権利に関する条約

### 3. 児童憲章

### 4. 国分寺市子どもいじめ虐待防止条例

### 5. 国分寺市地域福祉計画

ひかり児童館及びもとまち児童館館長が地域福祉推進協議会の推進委員として参加させていただいている。ワーカーズコープが取り組む自主的な活動目標として、「ひかりごはんフェス」「もとまちファミリーDAY」の実施を掲げています。

### 6. 国分寺市子育て・子育ちいきいき計画

「国分寺市子育て・子育ちいきいき計画」にある、基本理念「一人ひとりを大切に みんながみんなの中で心豊かに 育ち合い、支え合う」を大切に、学童保育所での取り組みを深め、子育ち・子育てのしやすいまちづくりに寄与します。

## (6) 運営実績

### \*同様な施設での運営実績（契約書等の添付のこと）

#### 1. 類似施設の管理運営実績

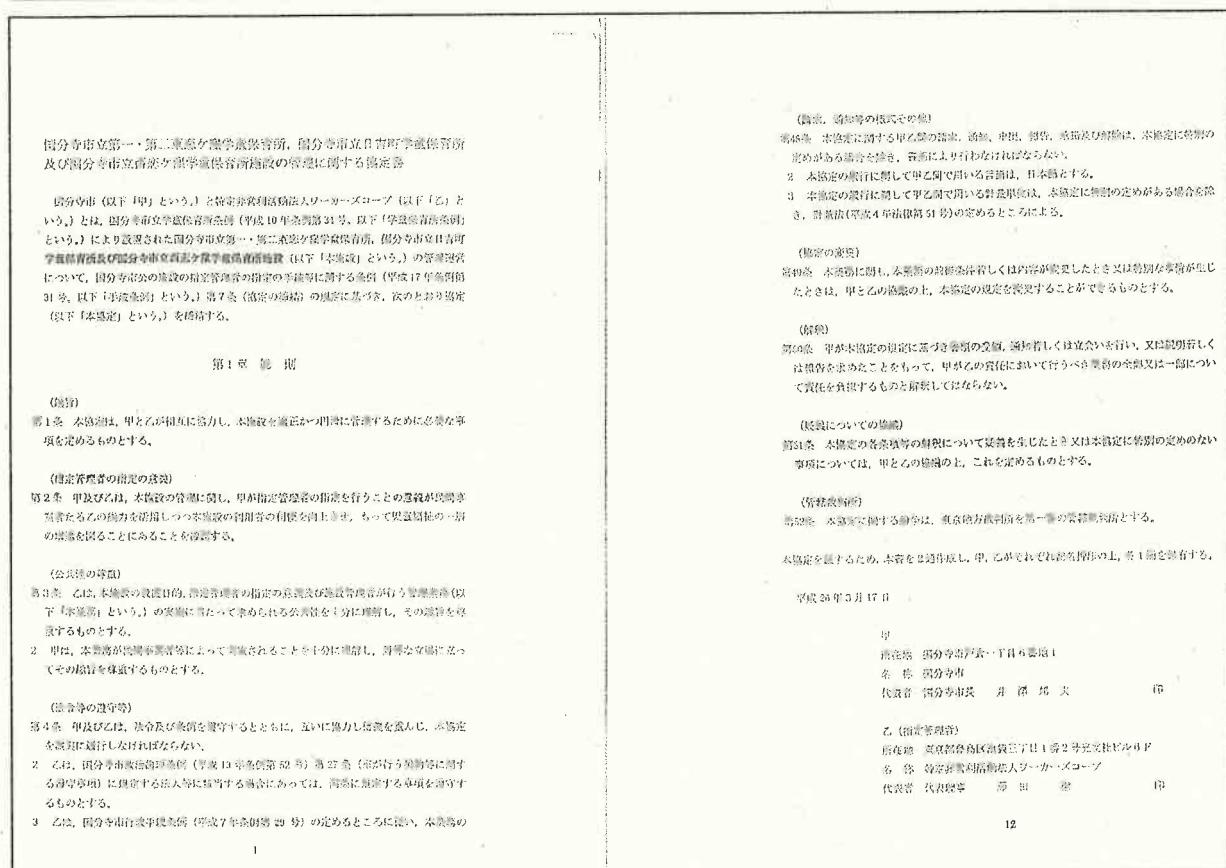
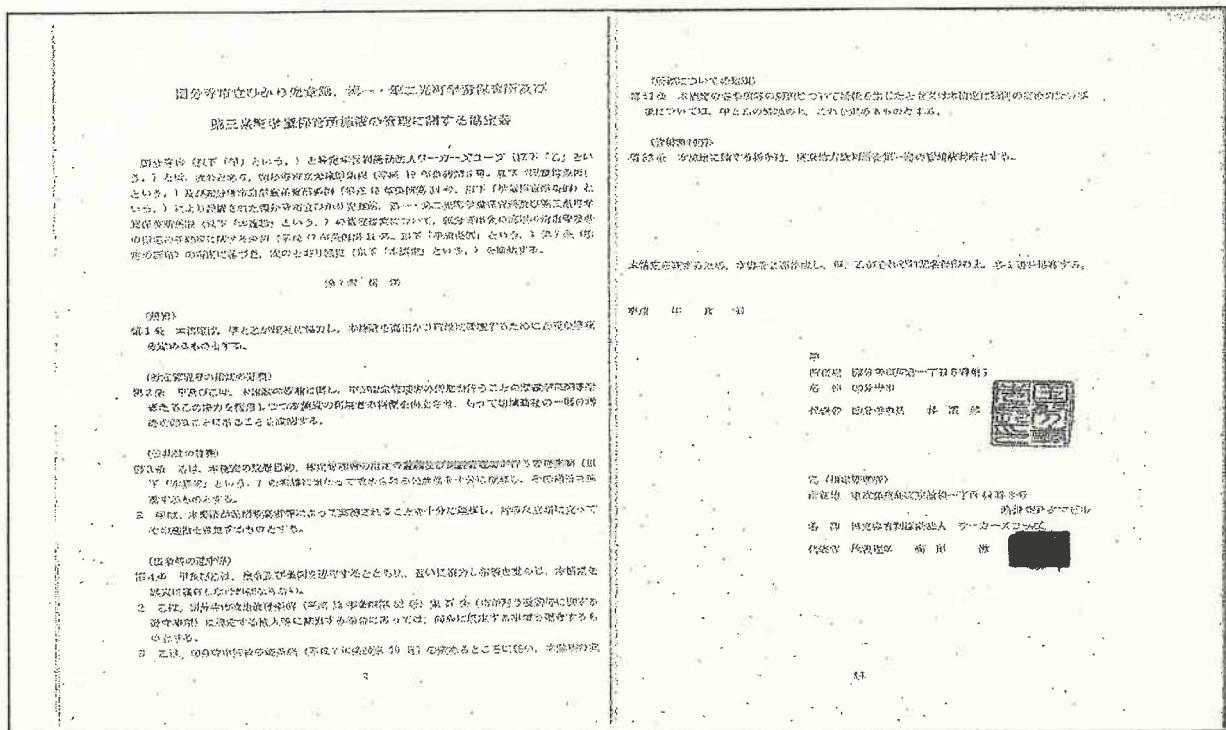
##### ○ 法人の子育て支援の施設数等（2020年4月現在）

	【全国】	【三多摩地域】
・学童	208 施設	31 施設
・児童館	66 施設	14 施設
・保育園	40 施設	4 施設
・放課後等デイサービス	89 施設	3 施設
・高齢者・子育て・コミュニティー複合施設	8 施設	
・親子ひろば	28 施設	
合計	439 施設	52 施設

（※児童館内に学童・分室学童となる場合それをカウントしています）

## 2. 契約書の写し（別紙：「公共実績一覧」添付しています）

<国分寺市>



## <西東京市>

<p>内閣府令第 56 号 平成 2 年 4 月 1 日</p> <p>西東京市立久慈保育園の運営に関する協定書</p> <p>西東京市を本拠とし、株式会社新規開拓法人（以下「乙」といふ）が運営する、保育所の運営について、西東京市立久慈保育園（以下「本園」といふ）第 1 条の趣旨により認定する所長が本園を委託すること。</p> <p>（委託運営）</p> <p>第 1 条 甲は、乙に対し保育園の運営について、次の各号に掲げる権利を付与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（本園運営等（新規開拓法人））の本園運営、監査、指揮監督その他の運営に付けること。</li> <li>（監査）</li> <li>（指揮監督の権限範囲、運営監査員の権限）</li> <li>（監査の権限範囲の運営に關わる手続、その他監査委員が指付する事項に關する二点）</li> <li>（別途定める仕様書に付けること）</li> </ol> <p>第 2 条 本項第 1 号に規定する監査、付帯監査に付ける指揮監督権限は、1 作の賃料が 10 万円（税別税込）の新規開拓法人のものについて、甲が監査の実質責任に付けて実施するものとし、1 作の賃料が 10 万円（税別税込）の別途定める別途定めたものについては、乙が監査の実質責任に付けて実施するものとする。甲又は乙に於いて、賃料が 1 作以上複数ある場合は、甲と併存するものとする。</p> <p>（監査権限）</p> <p>第 3 条 乙が、次の要件具备の運営に当たり、法令、条例の規定に關わなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（本園の実態に付けるかぎり個人情報を、他人に漏えいし、又は提供してはならない。また、要西東京市立久慈保育園に使用してはならない。本園の運営は、本園の運営を保護するものとする。）</li> <li>（西東京市立久慈保育園（以下「本園」といふ）及び西東京市立久慈保育園の運営に付ける個人情報の権利、就業及び賃料等の取扱の防止の個人情報の適正化等のための必要な措置を行なはなければならない。）</li> </ol> <p>（別段記載）</p> <p>第 4 条 乙は、第 1 項の委託運営を実施するため、がが認定する西東京市立久慈保育園と同等以上の水準で、就業を施設と実現しなければならない。</p> <p>（付帯運営の廃止）</p>	<p>あわせない。</p> <p>第 5 条 甲は、本約定に上りてに損害が発生したときは、甲の者に依りてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>（仮執行の申立て）</p> <p>第 6 条 乙は、乙がこの委託運営を停止する旨を請求するときは、甲は甲において代行する者が芳文である場合開票を設けられるとき、甲に對しこの類の開票を充し入れることができる。</p> <p>（本園運営の義務）</p> <p>第 7 条 乙は、契約の完了に付いて、甲が賃料支拂の引き渡しを期するときは、この場所に付けるものとする。</p> <p>（本園の権限の差別）</p> <p>第 8 条 乙は、本約定の実質目的に合致し、かつ本園の実質を妨げない範囲において、自己の責任と費用に限り、育生事業を実施をるものとする。</p> <p>第 9 条 乙は、育生事業を実施する場合は、甲に対して本園開票を提出し、事前に甲の承認を受けるべきものとする。</p> <p>第 10 条 甲は、育生事業を実施するに當たって、別途告白事業の実施条件等を定めることができるものとする。</p> <p>（別約の別開）</p> <p>第 11 条 本約定の別開は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>（仮執行の申立て）</p> <p>第 12 条 本約定及び別約の適用について疑義が生じたときは、乙は本約定に定めたものによる。本約定に屬しては、甲と提送の上認めるものとする。</p> <p>本約定の後として、本条を追加成し、甲と乙がほのおの気持ち御印の上、本約定を締結する。</p> <p>平成 29 年 4 月 3 日</p> <p>（甲）委託者 西東京市立久慈保育園 6 番 13 号 西東京市 代表者 市長 丸山 道</p> <p>（乙）受託者 西東京市立久慈保育園 6 番 14-3 西東京市立久慈保育園 代表者 代表理事 田中 勝</p>
---	--

## <八王子市>

<p>平成 27 年度における学童保育所の管理に関する年度協定書</p> <p>八王子市（以下「甲」といふ。）と 特定非営利活動法人 ウィーカーズコーブ（以下「乙」といふ。）は、上林木小学校保育所外付托所（以下「本園」といふ。）の管理に関する協定を締結した学童保育所の管理に関する基本協定（以下「本協定」といふ。）に基づき、平成 27 年度における協定（以下「本協定」といふ。）を締結する。</p> <p>（協定期間）</p> <p>第 1 条 本協定の期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>（協定内容）</p> <p>第 2 条 甲は、第 2 条の指定管理者料を償付払いで乙に支払うものとし、算定期間（年度）の終了後、第 3 条の規定に基づき清算を行う。</p> <p>2. 単一算定払いで算定 2 年度の指定管理者料は、乙 1 月とし、別表「算定要領に係る経費の支拂額割合」のおり分割して支払う。</p> <p>3. 甲は、乙から算定の請求があったときは、所定の手続に従って 3 月以内に指定管理者料を支払うものとする。</p> <p>（計算の特徴）</p> <p>第 3 条 乙は、協定期間（年度）の終了後、算定で支払を受けた協定管理者料の状況を所らかにした実績を算出し、速やかに甲に提出しなければならない。</p> <p>2. 乙は、概算で算定を受けた協定管理者料のうち、監護教員の人事費及びおやつ代に不正額が生じた場合には、速やかに甲に算定しなければならない。</p> <p>（賃料の支拂）</p> <p>第 4 条 学童保育所の大規模な改修、改築並しきは申請（以下「申請等」といふ。）又は新設、増設並しきは移転に要する費用は、甲の財産に限り算定として甲が負担するものとする。</p> <p>2. 1 件当たりの申請が 50 万円以下の申請等については、甲の承認を受けて、甲がまことに申請等の範囲内で行なうものとする。ただし、5 万円以下の申請等及び乙が甲に提出した年度事業計画書で予定した申請等については、甲の承認は不要とする。（甲が既に承認したものとみなす。）</p> <p>3. 乙が改築又は新設により新設料を算出した場合は、原状回復に資する経費について、全額の多寡にかかわらず乙が負担するものとする。</p> <p>（乙による改修の購入）</p> <p>第 5 条 乙が、甲の交付する指定管理者料によって購入できる商品（以下「商品」といふ。）の購入価格が 5 万円以上の物品は、1 件あたり 5 万円以下とする。</p> <p>2. 潜在的購入については、甲の承認を必要とする。ただし、乙が甲に提出した年度事業計画書で予定した購入の購入については、甲の承認は不要とする。（甲が既に承認したものとみなす。）</p> <p>3. 乙は、商品を購入したときは、潜伏台帳に眞実に登録するとともに、購入した商品の品名、仕様、取扱い、取扱物価等を速やかに甲に報告するものとする。</p> <p>（年度事業計画書）</p> <p>第 6 条 基本協定に定める特に専門性を要する業務について、乙が運営の一部を第三者に委託する場合、当該請負は実行して是の内容を検証する期間とすること。</p> <p>2. 乙が運営の一環を第三者に委託する場合において、乙が甲に提出した年次事業計画書で予定した業務については、甲の承認は不要とする。（甲が既に承認したものとみなす。）</p> <p>（利用料金）</p> <p>第 7 条 乙は、奈何倒産により選定する利用料金の改訂には、利用者が日を単位として利用した場合の利用料金の累積額が、当該料金区分の算定または小学校の休業期間を単位とした利用の金額を上回するものとする。</p> <p>2. 乙は、学童保育所の保育運営者が、在籍の日数から 8 時 30 分に小学校の休業期間を単位として算定の場合に限り、4 月分の上取額を 250 円、3 月分の上取額を 250 円として算定するものとする。</p> <p>（年度事業計画書）</p> <p>第 8 条 乙は、甲に提出した年度事業計画書（事業計画、人員配置計画、収支計画、その他の計画）の内容に用いられた内容が変更する必然が生じた場合は速やかに甲に提出を行うものとする。</p> <p>（1）算定にかかる職員の削減並びに配置人數（通常のものに限る）</p> <p>（2）通常的な勤務体制の変更に伴う新規職員と非常勤職員の人事異動</p> <p>（扶養等の決定）</p> <p>第 9 条 本協定に定めない事項及び本協定に関し疑惑が生じたときは、甲と乙は故意をもって協議を行い、これを決定するものとする。</p> <p>本協定を延長するため、本条を 2 回成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保存する。</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日</p> <p>甲（八王子市） 所在地 八王子市元本郷町三丁目 2-4 番 1 号 名 称 八王子市 代表者 八王子市長 石森 勉</p> <p>乙（指定管理者） 所在地 寛寿院 1-14-3 渋谷区上原 名 称 特定非営利活動法人 ウィーカーズコーブ 代表者 代表理事 井手 由里</p>
--

## 〈福生市〉

見意用事契約の答収書に附する添付箇

福生市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ワーカーズコープ（以下「乙」という。）とは、福生市公の後藤の特定非営利活動の指定の手順等に関する添付（平成17年6月1日、以下「本協定」）といふ。に基づき、次のとおりが設置する児童施設及び児童館を利用して実施する学童クラブ事業並びに併設する幼稚会館（以下「児童保育所」といふ。）の管理運営にあることを務め（以下「本協定」といふ。）を締結する。

第1条 第1項（第1項第一項第7項）  
第2条 本施設の範囲と運営条件（第8項第一項第11項）  
第3条 未満者の実施（第12項第一項第2項）  
第4条 傷害等の扱い（第21条・第22条）  
第5条 事業実施に係る甲の権限事項（第23項第一項第25項）  
第6条 指定管理者並びに就用料額（第28項第一項第30項）  
第7条 情報取扱及び不可抗力（第31項第一項第36項）  
第8条 情報漏洩の調査（第37項第一項第38項）  
第9条 福祉施設等の前項の指標の基準（第40項第一項第43項）  
第10条 その他（第44項第一項第51項）  
第11項 本協定は、甲と乙が相談に努力し、児童施設事業を運営かつ生活に努めするために必要な基本事項を定めることを目的とする。  
(底辺の欄)

第2条 本協定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。  
(指定管理者の選定の基準)

この協定の締結をするため、甲と乙は、本協定を2枚作成し、それぞれが各封筒の上、各自の1箇所捺印する。  
平成29年4月1日

平（指定者印）  
所 在 地 福生市福生町西郷  
名 称 福生市立保育園  
上記代表者 福生市立保育園 加賀 宮 駿

乙（指定管理者）  
所 在 地 東京都葛飾区東新宿1-64-3  
名 称 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ  
上記代表者 代表理事 原 田 勉

## （7）効率・効果的運営への取組み状況

### \*施設利用の促進方策・創意工夫

#### 1. 学童保育所における効率、効果的運営について

##### （1）これまでの保育における工夫とその成果

学童保育所は、家庭に代わり児童の放課後や学校休業日の生活や安全を保障し仲間とともに豊かな体験を通して成長を促していく居場所です。あそびや班活動などを異年齢の集団で行なうことで違いを知り、分かち合いや成長をしていく環境です。

異年齢集団のあそびや生活を通して、そこから生まれるルール作りや相手を知り自分を知る経験を大切にしています。昨今失われつつある子どもたちの“三間(時間・空間・仲間)”の共有を常に念頭に置いた事業展開、子どもの自主性を発揮できる遊びや活動、ルール作り、体験を生み出します。また、現状に甘んじることなく、法人のノウハウを活かした新たな事業展開、地域とのつながりを活かした事業展開を創造していきます。また、第二小学校の中に学童保育所ができることによって狭隘時状況が緩和されより細かい保育が達成されると考えています。

##### ①メリハリのある生活

学童保育所は、学校のような集団行動を行なう場所でありつつも、家庭のような自由さも持ち合わせた場所です。規律と生活が中庸な空間だと考えています。それぞれの自由な時間と集団で過ごす時間にメリハリをつけた学童保育所にするために、あそびの選択肢を増やしたり、子ども会議でルールを決めてもらったり、子どもたちの自主性を尊重しています。

子どものコミュニケーション力の向上、子ども主体での行事運営をめざして楽しい行事を計画・実施しています。

## ②食育の充実

日々のおやつや学校休業日の昼食では、学童保育所が手作りして提供することができます。自主事業の「お弁当の日」は、子どもたちにお弁当作りを経験してもらうことで、保護者への感謝の気持ちをもつこと、また保護者の負担軽減の2点がねらいです。お弁当の日は、子どもにも調理に参加してもらい、皮むき器や包丁など、あまり触れる機会のない調理器具を実際に使うことで、体験をもって料理の楽しさ・むずかしさを学んでいます。子どもと保護者のどちらからも好評で、食べることへの感謝の気持ちを育んでいます。

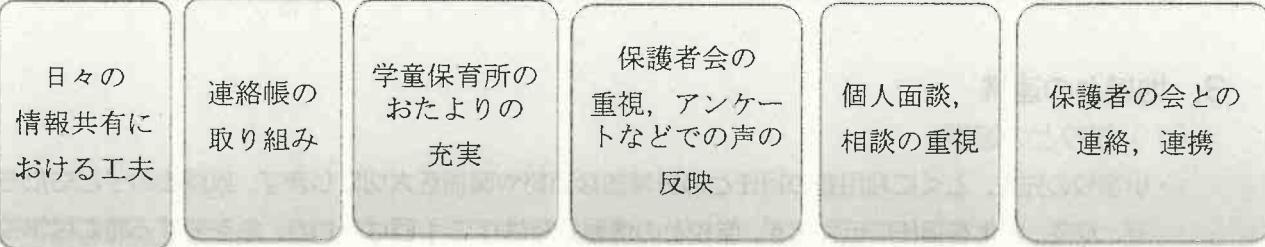
また、ひかり児童館で開催しているひかりごはんフェスでは地域の農家さんによるこくべじを使い栄養のある食事を提供しています。普段食べない野菜を食べるようになったと言われています。

### (2) 今後に向けた創意工夫（2020年3月以降新型コロナウィルス感染症予防のため行事は自粛になっています）

- ①学校・保護者の会・放課後子どもプランなどと連携を図りながら、行事を積極的に企画します。
- ②学童保育所企画の子どもプランの行事など、法人ならではの企画を子どもたちと考えて実施していきます。（第二小学校区の学童保育所の交流予定）
- ③「ありがとうの会」「正月遊び・伝承遊び」「節分やひな祭りおやつ」など、季節を感じる行事を計画・実施します。

## 2. 子育ち子育て支援

### 家庭との連携



### (1) 日々の情報共有における工夫と今後の展望

学童保育所の運営において、職員間の日々の情報共有は非常に大きな要素だと考えています。

昼礼時に、昨日起きた事、対応した事例の共有をすることはもちろん、子どもの心境の変化や支援方法などの連絡共有も職員間の連絡ノートや保育日誌などを使い、誰が対応しても間違いの無いようにしています。また、学童保育所のみの会議だけではなく、同法人内の学童保育所・児童館との会議も行ない、子育て現場の連携と情報共有の場を設けています。

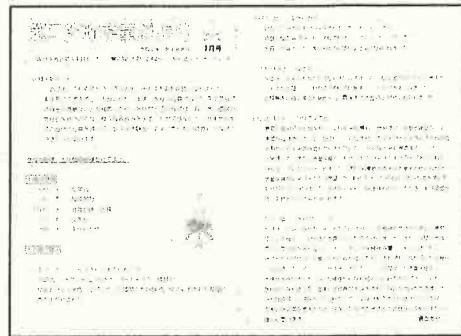
また、保護者やご家族との情報共有ではお迎えの際のコミュニケーションを大切にしています。その関わりの中で日々の児童の様子や成長を共有し、保護者の疲れを癒やしたり悩みを共有したりできるようなあたたかい雰囲気で迎え、交流するように心掛けています。また、お迎えの際に利用者の弟や妹の未就学児がいる場合には、学童保育所が安心で楽しみな場所になってもらえるように交流しています。

## (2) 連絡帳の取り組み

子どもたちが楽しく安全に生活する姿が、保護者の何よりの安心だと考えます。学童保育所での日頃の様子や子どもの成長を共有できるような伝え方を心がけています。

## (3) 学童保育所おたよりの充実

各家庭と学童保育所間での情報共有は、お迎え時の応対や電話対応がありますが、働く保護者とのやりとりは連絡帳や定期的なおたよりの発行が中心となります。個々の様子は、個別の伝え合いになりますが、学童保育所で過ごす子どもたち全体の様子を伝えることも大切だと考えています。毎月1回の定期発信と必要に応じた情報提供を行ないます。



## (4) 保護者会の重視・アンケートなどでの声の反映

年に2回ほどの保護者会は、職員と保護者間の交流だけではなく、保護者同士の交流の場ともなっており、さまざまな価値観や意見を出し合い、よりよい子育てを考えあう場となっています。有意義な場になるようにテーマ設定や工夫をしていきます。また、アンケート活動などを通じて、保護者会に参加しにくい方々の意見反映も大切にします。

## (5) 個人面談・相談の重視

一人ひとり違う育ちにあわせて、保護者と信頼しあい、力を合わせることが大切だと考えています。そのためにも個人面談や保護者との相談の機会を設けられるように、随時必要に応じて個人面談を行なえる環境にしています。

## (6) 保護者会（保護者会）との連絡・連携

日頃の学童保育所運営や保育への理解を深め子どもたちが楽しく豊かな放課後の生活を過ごせるように保護者会（保護者会）と情報共有・相談・連絡を丁寧に行なっていきます。

## 3. 地域との連携

### (1) 学校との連携

- ・小学校の先生、とくに利用者の担任との日常的な連絡や関係を大切にします。放課後の子どもたちの様子、成長、変化を担任に伝えます。学校との情報共有は年に1回は行われ、急を要する時には学校に出向いて行き、トラブル解決に努めています。
- ・運動会や学芸会、卒業式などの学校行事の見学をして、学童保育所外の子どもの様子を把握していきます。

子どもたちの学校生活を知り、日常の指導と支援に活かします。また、毎月のニュースを届けたり、必要に応じて学校の先生から情報を得たり、相談し合える関係を日頃から築きます。

- ・学校が主催する訓練などに、協力・参加し、緊急時・災害における連携が取れるように努めます。

### (2) 子ども家庭支援センターと、民生委員、児童委員との連携

児童館事業（ひかり児童館）を通して、現場と子ども家庭支援センターと連絡・協力をしながら情報共有の輪を広げるように心がけています。また、地域民生委員・児童委員との懇談を設け、子どもたちをあたたかく見守る地域づくりを大切にしています。地域民生委員・児童委員は、集団降所での見守りや学校行事等で関わるうちに、学童保育所の重要なサポーターとなりました。民生委員の方や近所の方

の声かやや見守りがあるおかげで、子どもたちは安全に過ごすことができています。

また、気になる子どもに関しては、子ども家庭支援センター、児童相談所の方と話し合いの場を持っています。今後も必要に応じて連携していきます。

## (8) 受託への熱意・意欲

### 1. 子どもが楽しく主体的に過ごせ、保護者が安心して預けられる学童保育所

#### (1) 集団生活作り

##### ①子どもたちが主体

学童保育所という異年齢の子どもたちが共に過ごす場において、集団で過ごす時間と各自が自由に過ごせる時間に分け、気持ちよく過ごすマナーやルールの大切さを知ってもらうことを重視して取り組んでいきます。その中で子どもたちが主体になって活動できる場を大切にしていきます。

##### ②あそびを通して成長を促し、個から集団の成長を目指す

子どもの健全な成長発達の為には、あそびの時間的・空間的豊かさが欠かせません。しかし、生活スタイルの変化から、保護者も子どもも多忙化していて、あそびに夢中になる時間や、失敗を許容する空間が少なくなってきたと感じています。学童保育所で過ごす間は、夢中になってあそべるとともに、安心して失敗できるようにしたいと考えます。あそびの豊かさを整えることで、子どもたちはそれぞれの関心にあったあそびを選択することができます。身体をめいっぱい使った外あそびで体力がついたり、工作やブロックなどの手仕事あそびで器用さや計画性が身に付いたりして、楽しみながらの成長発達を促すことができます。また、あそびの中で、挑戦することを応援し失敗をゆるし助け合う関係性をつくりだすことで、仲間へのあこがれや信頼、そして自分磨きへの意欲を育んでいきます。

### 2. これまでの学童保育所の課題とその解決に向けて

指定管理運営を重ねるにつれて、協力して下さる地域の方々とのつながりが広がってきました。当法人が、市内で担っている施設（2児童館、7学童保育所、民設民営学童保育所、福祉センター、放課後等デイサービス）の連携を最大限に生かし、世代をこえて地域福祉に関わり、学童保育所の質の向上とまちづくりに貢献していきます。

#### (1) 社会経験・自然体験の減少

子どもたちと過ごしていると、社会体験や自然体験といった身体で感じて学んでいく機会が減少していることを感じます。安全で安心して過ごせる居場所が習い事に移行し、失敗がマイナスだと捉えられがちな中で、失敗してもよいこととそこから学ぶこと、異年齢交流や自然体験から学ぶことなど、子どもたちが実際の経験から成長・発達する機会を、安全面に留意しながら積極的に作っていきます。

#### (2) 自己肯定感・他者の気持ちを推察する力の減少

1~3年生の低学年の子どもがメインで通う学童保育所であることもあり、日ごろの生活の中で自分の気持ちがうまく伝えられず手が出てしまう子や、相手の言った言葉の意味を誤解しトラブルになる児童が多くなっているように感じています。また、そんな自分はダメな人間だと自己肯定感が低い子どもの中にはいます。一人ひとり顔や名前が違うように、思っていること考えていることが違うのは当たり前であり、そのことについて分かり合うためにも会話が大切ということを、私たち職員は子どもに寄りそい、

伝え方を教えていく必要があります。一人ひとり大切な存在であり、自分の気持ちを分かってもらうためにどう伝えたらしいのかを丁寧に支援していきます。そういった体験から少しづつ職員の支援が不要になり、子どもたちだけでも話し合い分かり合える関係を築いていけるように援助していきます。

### (3) 民設民営学童保育所の増設による、よりよい安心安全な保育の提供へ

ワーカーズコープでは、運営を行なっている学童保育所の児童・保護者の方の意見を聞く中で民設民営学童保育所の新設が急務だと考え、H29年に民設民営学童保育所「国分寺駅北口和みっこクラブ」を開設いたしました。またH30年には、富士本3丁目に民設民営学童開所しました。さらに卒所後の居場所の施設の開所を予定しています。子育て支援と障がい者支援を同施設で行なうことで、多様性を大切にした共生型の施設運営を目指します。民間のノウハウを活かし保育の充実を図ることで、安心安全より良い保育を児童・保護者に提供できると考えます。

### (4) 障がい児の居場所

障がいのある子どもが学童保育所に通うことが増え、放課後デイサービスの需要が大きくなっています。以前よりも施設を選べるようになりましたが、今度は中学生・高校生以上の居場所が無く、中学校・高校を卒業後、どのように過ごせば良いのか悩ましいという課題があります。大人になった時の居場所づくりもワーカーズコープとして考えていきます。第二小学校には特別支援学級もあり、頻繁に担任の先生と情報交換することができる関係になっています。

そのために、障がいのある子どもの居場所作りと、18歳以降の若者・障がい者の就労場所作りにも力を入れます。具体的には、①放課後等デイサービスの開設、②児童館主催のペアレントトレーニング・保護者向けの講座開催、③障がい者理解の研修の充実、④障がい者の就労継続支援を検討しています。

今回、二小内の学童保育所が2現場増えるということで施設の狭隘状況が緩和され、適正人数の保育が可能になります。子どもたち、一人ひとりの声を聞き、向き合いきめ細かい保育をすることができます。悩みを抱えた保護者にも寄り添うことができます。土曜日など、第一、第二光町学童保育所と合同保育を行い、子どもたちにとって異年齢交流ができるのは良いことですし、他現場で過ごすことは気分転換になります。このことから、第三、第四光町学童保育所を同じ事業者で運営することは望ましく、第二光町学童保育所が指定管理を受けてから13年間築きあげてきた、学校や地域の方々と、子どもたちの成長を見守ることができるのは、とてもうれしいことです。

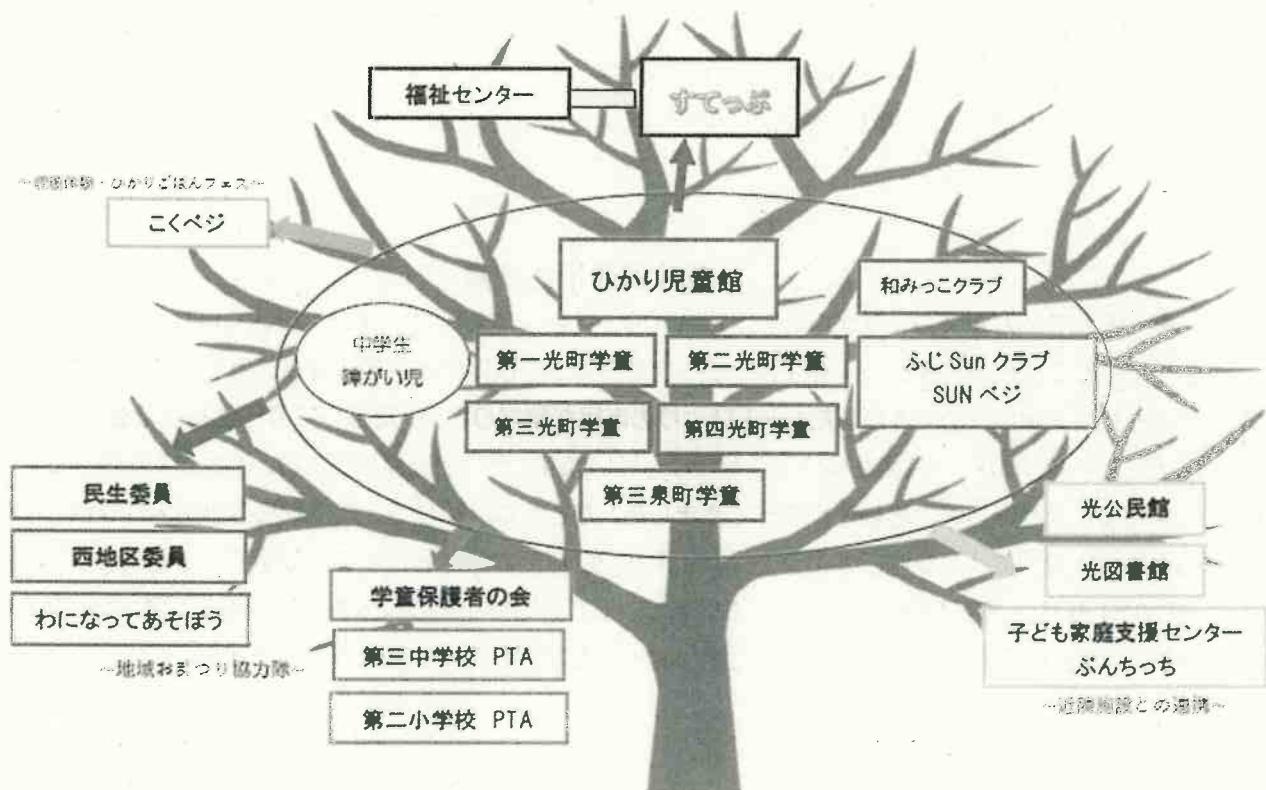
## (9) 事業運営への独創性

### \*団体等でしかできない事業提案

#### 1. 市内全域での子育て支援とまちづくり

##### (1) 他の学童保育所と連携した遊びの広がり、子ども同士の関わり合い

国分寺市内にある2児童館、7学童保育所、2民設民営学童クラブは当法人が運営しています。そのスケールメリットを活かし、合同の遠足の企画や武蔵国分寺公園など市内の公園や施設でのレクリエーション、スポーツを通しての交流を図りたいと考えています。また、すでに運営している第一光町学童保育所、第二光町学童保育所と連携し、情報共有をおこない、遊びや子ども同士の関わり合いを深めていきたいと思います。



##### (2) ひかり児童館の利用から連携

ひかり児童館を卒所後の居場所とできるよう、第一光町学童保育所、第二・第三・第四光町学童保育所とも連携し情報共有し、在所中から児童館の行事に参加します。

さらに第二小学校の先生方、児童館のわいわいまつりにご協力いただいている民生委員さん、保護者の会、第二小学校のPTA、第三中学校のPTAの方々と一緒に子どもたちを見守っていきます。

新型コロナ感染症予防対策のため、第二小学校とも相談し、夏休みなど学校の教室を利用させていただきました。

##### (3) 「民設民営放課後児童クラブ」（学童保育所）との協同

平成29年度より、国分寺駅前に民設民営放課後児童クラブ「和みっこクラブ」を開設しました。また、平成31年度の11月には光町の大規模学童解消のため、法人として2か所目の民設民営放課後児童ク

ラブふじSUN クラブを開設しました。既存の学童保育所と連携し、地域に開かれた施設を目指したいと考えています。今後も、国分寺市への子育て世代の流入と女性の社会進出が進むことが考えられ、学童保育所の増設は非常に重要です。まちづくりの視点を忘れず、地域の課題をともに考え、解決することを大切にします。

#### (4) 国分寺市立とくら福祉センターとの連携

2016年度から、福祉センターでもこくべジを使った子ども食堂を開催しています。第十小学校のPTAと連携し、毎回異なったメニューを提供しています。近隣の大学の研究室と提携して、子どもたちの遊びや交流の場としても賑わっています。

#### (5) 放課後等デイサービス

国分寺市内に開設した放課後等デイサービス「すてっぷ」では、これまで学童保育所に通っていた、あるいは学童保育所と併用利用している子どもを多くお預かりしています。同じ児童を異なる同法人内の施設で見守ることで、子どもたちの成長や特徴などを、職員間で共有し、包括的に子育てを支えるネットワークを築いています。職員の児童対応の専門性も高める機会にもなっています。

### ●社会連帯活動●

働く者とワーカーズコープがお金を出し合って「社会連帯委員会（2004年11月）」を発足しました。これまで、地域社会との連帯を大切にしながら地域の課題に応える活動を、自治体や地域の様々な組織と共に一緒に進めてきました。一人ひとりの市民が繋がり合い、安心して暮らせる社会を目指して、法人と働く者、市民 が会員となり積立を行なっています。その活動資金により、市民や各種団体とともに多種多様な地域貢献の活動を行なってきました。たとえば、平成28年度からは当法人が運営しているひかり児童館で「ひかりごはんフェス」、平成29年度からはもとまち児童館で「もとまちファミリーDAY」を社会連帯活動として実施しています。子どもたちやその保護者に対しての安全、安心な食の提供、父親の育児参加促進につながる行事の開催などが活動の中心になっています。



## (10) 施設管理の安全性への配慮

\*有資格者の常駐・施設管理の専門性のある団体等

### 1. 施設管理全般に対する考え方

日常の安全点検から組織的な危機管理の構築まで、多面的な視点が重要で、子どもたちに安全な保育を継続していくために、施設の様々な危機管理を適正に行います。

施設内には仕様書に基づき放課後児童支援員及び、防火・防災管理者講習を受講した有資格者を配置します。また国分寺市在住の方の雇用を優先し、可能な限り緊急時には地域の職員が対応できるよう体制を組みます。

また、当法人では危機管理部を設置しており、定期的に事故、ヒヤリ・ハットの水平的展開や事例検討をし、全職員に即効性のある情報の共有、危機管理を行います。事故発生時や緊急時の対応については、保護者や学校、国分寺市との間で、事前に十分共有しておき、迅速に関係者への連絡を行い、責任ある対応を進めます。

### 2. 施設安全対策と事故防止

子ども一人ひとりの状態や友だち関係を含めた状況の把握を最も重視し、子どもの安心感や落ち着いた生活環境を作り出すことが安全に繋がり、職員はその視点から子どもたちと関わっていきます。

#### 施設安全対策

- 環境整備 (清掃・整理整頓・危険物の管理)
- 配置確認 (死角ができない職員配置・児童の動線を考慮した施設設備・危険箇所の把握)
- 対物管理 (遊具、設備、備品等の点検・不備欠陥のあるものの修繕、撤去)
- 対人管理 (子どものあそび、個別的性格、体力差、体調、保護者等の利用者把握)
- 避難路確保 (避難路の整備)
- 定期的訓練 (子どもの安全を守る訓練)

#### 事故防止

○子どもが危険認知でき、自己管理のもと行動できるよう援助する。

○KYT（危険予知トレーニング）を用い、職員も子どもも現状把握、対策樹立、目的設定を行い、危険の優先順位を考えられるようにする。

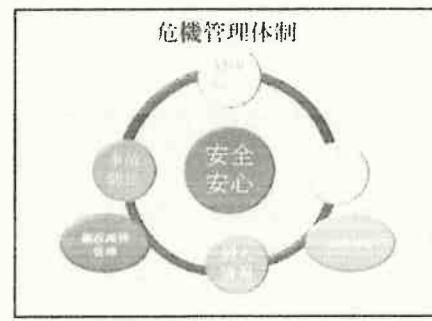
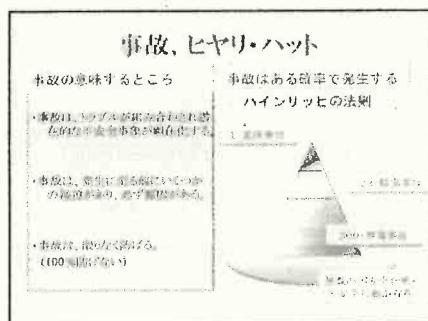
○職員の体調管理に努める。

### 3. 屋外活動での事故防止

- ・屋外活動では子どもの健康状態を把握し、出発前に目的地、人数、行動予定などを全職員に周知します。
- ・無理のない計画を立て、ルート、危険箇所のチェック、休憩やトイレの場所などを事前に把握します。
- ・子どもたちと共に KYT（危険予知トレーニング）を活用した安全に対する事前学習を行います。
- ・職員は子どもたちにも出発前にコースや注意事項を伝え、マナーを守りつつ楽しくあそぶよう注意を促します。子どもが怪我をした際に支援が得られるよう、日頃から地域の方々と関係を築いていきます。

#### 4. 再発防止策

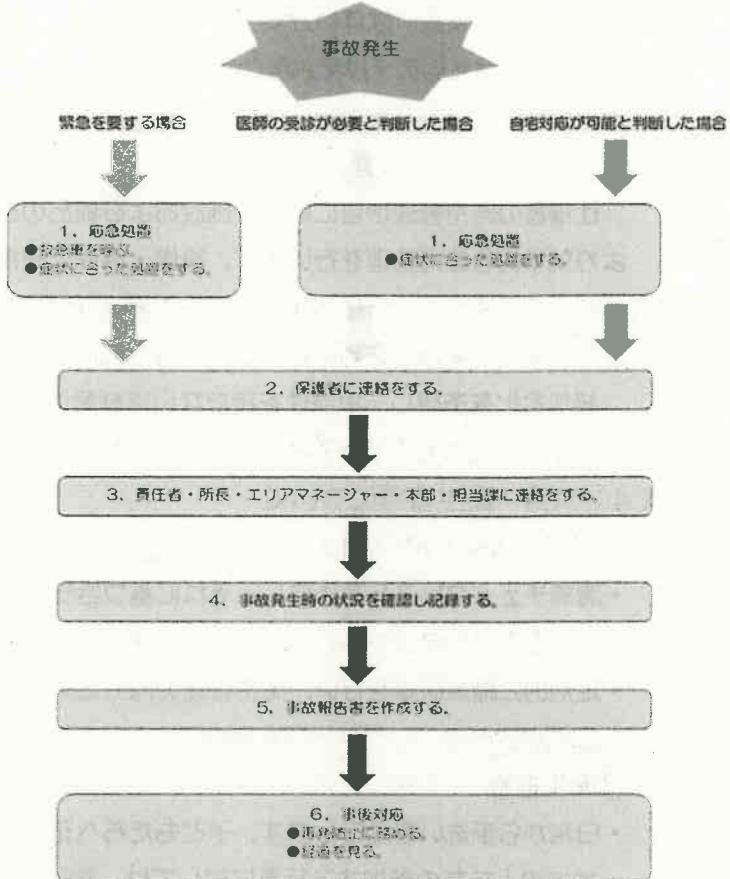
- ・全職員に情報の蓄積と共有を行い、常に最新の情報に基づいた研修を実施し事前の事故防止や初期対応が行えるようにします。
- ・事故発生時や緊急時の対応については、保護者や地域の関係機関との間でも、事前に共有しておきます。
- ・安全管理に関して職員会議で取り上げ、ヒヤリ・ハット記録や、保健記録、事故報告書を作成しリスク管理の一部として再発防止に努め、各学童保育所と情報を共有し、日常的に危機管理意識を高められるようになります。死角を作らないように配置確認を行い、子どものあそび場を常に見守ります。
- ・職員は子どもと関わりながらも全体の子どもを把握し、子どもたちと一緒にルールを確認しながら、子ども同士でも注意し合えるように働きかけます。
- ・子ども自身の判断で危険から身を守れるような力を大切に育てていき、安全に過ごすためのルールについて確認し厳守できるようにし、職員間で意識を統一し、注意して見守っていきます。
- ・ハインリッヒの法則にもあるように、いかに不安全状態・不安全行動に早く気づき適切な対応ができるかが多く事故を防げると考えています。事故を限りなく防ぎ、安心・安全の施設運営を目指します。
- ・日常的に保護者と職員が子どもの様子や行動について、きめ細かく話し合っておきます。犯罪や事故から身を守るための注意事項について家庭でも日頃から話し合われるよう情報提供し働きかけます。



## 5. 緊急時事故対応マニュアル

事故が発生した場合、職員は慌てず落ち着いて安全確保をした上で迅速に本人の怪我の状態を確認します。子どもに対しては、優しく穏やかな声かけをして不安を与えないようにしながら、応急処置をし、必要に応じ医療機関で受診します。保護者とすぐ連絡を取り状況を丁寧に説明します。また保護者の判断を求める場合には、保護者がお迎えに来るまで休ませるのか、職員が最寄りの医療機関へ連れて行くのかなどの確認と合意を図り、誠意ある態度で対応します。普段から救急箱の点検をし、近隣の提携医療機関の電話番号、受診項目と受診時間、休診日等を把握して掲示しておきます。また職員は救急法の知識や技術も学んでおきます。

### 事故発生時の対応



## 6. 施設の管理全般について

### (1) 環境構成

子どもの動線を考え、危険な物、場所は予めルールを決め、危険を回避できるようにします。

当法人には、清掃やハウスクリーニングを専門に行っている現場があり、国分寺市の子育て現場の清掃指導をしていきたいと考えます。

設備の安全確保に立脚した維持管理を行います。備品や消耗品の管理については、常に使う立場に立って、より便利で使いやすいよう整理整頓を行い、且つ無駄を省き管理費の削減に努めます。

①施設・設備の維持管理については、関係諸法令、諸規則を遵守し確実な管理を実施します。

②日常自主点検をはじめ月間・年間の管理計画を立て遜色のない良好な管理を行います。

③安全と利便性を優先し実施します。

④設備の維持管理をむやみに再委託するのではなく、当法人で行える管理は行い設備管理費の軽減に努めます。

⑤協力業者に点検や修理を依頼する場合は、その業者の選定は厳正に行い、国分寺市の承認を得るものとします。

⑥実施した点検や修理等は、報告書を作成し国分寺市へ報告を行うとともに、報告書は保存管理します。

⑦設備や機器の点検要領書やマニュアル類は分類整理し、利用しやすいようにします。

⑧施設管理関係者には、施設や設備管理の基本心得や関連知識について研修会を行い、常に施設や設備管理の精通を図ります。

## (2) 施設・設備の保守点検

施設内に危険箇所はないか安全チェックリストを作成し、毎日点検をします。火災や事故防止のため、ガス機器・電気器具・換気扇等の定期的な点検・整備・清掃を行うとともに、火災報知器・消火器・自動消火設備においても定期的に点検します。

## (3) 施設及び備品の維持

仕様書の維持管理項目に準じ、施設および備品の維持管理を行うとともに、管理経験を重ねることでより効率的な維持管理を行います。設備・備品に破損・劣化がないかを日常的に点検し、不備欠陥があった場合は速やかに修繕します。施設の修繕が必要な場合には、仕様書に基づいて国分寺市と協議の上、危険性と早急性を判断し、必要な場合には速やかに修繕を行います。

経年劣化を予想し、早急性を持たない修繕箇所でも施設利用にいずれ支障をきたす恐れのあるものは、将来予算計画に反映できるよう早期の修繕箇所報告を行い、継続的な施設管理ができるよう努めます。

## (4) 清掃・衛生管理について

### ①日常の清掃・定期清掃

- ・清掃チェックリストを作成し、それに基づきチェックを行います。
- ・O-157などの食中毒対策、衛生管理を徹底し、食材の調達・管理に特別の注意を払います。
- ・定期的に職員研修を行い、衛生管理の向上に努めます。
- ・空調機器のフィルター清掃や床のワックスかけなど、定期清掃をして良質な施設の整備に努めます。

### ②衛生指導

- ・日常から手洗いを励行します。子どもたちへ正しい手洗いの知識を広め、職員にも徹底します。
- ・地域の人たちの参加する行事に対しては、事前・事後清掃や消毒を徹底します。ごみの管理・分類が徹底できるように、利用者に協力を促していきます。

### ③感染症対策

- ・日常の清掃、定期清掃や衛生指導に加え、消毒液を使用して子どもたちが自己対策できるよう促します。来所者に関しても同様に促します。
- ・自社開発の次亜塩素酸水「クリーンキラーA」等で施設内の共有物を定期的に消毒します。
- ・おやつやお弁当の時間は、登所人数に応じて分散して行います。
- ・職員の体調管理と検温を徹底します。
- ・引き続き学校と連携を図り、必要に応じて教室借用の要請をします。
- ・3密を意識した保育を心がけ、その声かけを徹底します。※写真添付

・ソーシャルディスタンス



動物たちの装飾があることで距離を取って遊ぶようにしています。

・分散保育



## (11) 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）

\*利用者への対応マニュアル・社員教育独自マニュアルの整備（利用者へ平等利用は確保できているか）

### 1. 接遇対応について

私たちは、学童保育所を拠点に、地域の子育ての多様なニーズに応える事業を総合的に展開したいと考えています。この事業を担う職員は、学童保育所の仕事を通じて様々なニーズや課題を発見し、「子育ての支え合い」の新しい活動や事業を市民と一緒に一步一步作り出していく主体的な役割を担います。そのために、次のことを大切にしたいと考えています。

(1) 心身共に健康であること	(5) 障がいのある子への支援
(2) 他者の需要と活動支援	(6) 困難な問題を抱える子どもや保護者への支援
(3) 発達段階の理解と柔軟な対応	(7) ソーシャルワーカーやコーディネーターとして
(4) 個性の尊重と相互の認め合い	(8) 子ども・保護者をめぐる社会情勢に敏感であること

### 2. 苦情対応について

苦情対応について、現状を正確に把握し、その原因や背景を明らかにします。また苦情は生の声による機会の現れとして捉え、学童保育所運営のきっかけであり、満足度を高める取り組みにもなります。日頃より保護者と良好な関係、些細なことも言い合える関係を築くことが大切であり、苦情への適切な対応をすることにより、子ども、保護者、地域からの信頼を構築します。

#### (1) 情報の正確で的確な伝達

保護者からの苦情の多くは、連絡方法の行き違いを含む意思疎通の不足によるものです。とりわけ、怪我や病気などに関する適切な対応が求められます。

#### (2) 事故を起こさないための予防活動

怪我や事故が起きないようにするために、普段から子どもたちを丁寧に見ながら、一人ひとりの子どもの気分や感情、思いなどを捉え、理解していることが大変重要です。また、遊具や施設環境と安全を確保するという点で十分に配慮しながら整えておきます。

#### (3) 緊急時の対応についての徹底

万が一事故や怪我が発生してしまった場合には、保護者にできるだけ速やかに正確に事実を伝えます。また、保護者の判断を求める場合には、保護者がお迎えに来るまで休ませるのか、職員が最寄りの医療機関へ連れて行くのかなどを確認し、誠意ある態度で対応します。

## 3. 対応マニュアル

### (1) 苦情対応体制

#### ①苦情対応責任者－施設責任者

苦情解決の責任主体を明確にします。苦情解決の仕組みの周知や苦情申出人との話し合いによる解決、改善を約束した事項の執行、全体の責任を担います。

#### ②苦情受付担当者－常勤職員

苦情の申し出をし易くするために設置します。苦情は隨時、送り迎え時、電話、文書等で受け、解決・改善までの経過と結果については記録をします。

## (2) 苦情対応の手順

### ①利用者への周知

苦情対応の考え方と、苦情受付担当者やその仕組みを、利用者にわかりやすく、周知します。施設内への掲示、おたより、リーフレットへの掲載などを行ないます。

### ②苦情の受付

苦情を受けたら、その内容を苦情受付用紙に記録し、内容を複数で確認します。

### ③苦情受付の報告・確認の全てを、苦情対応責任者へ連絡します。

### ④苦情対応

原因・背景・改善について、職員間で話し合い、解決策、方針を明確にし、当該保護者との話し合いの場をもちます。原則的には、即日対応を行ない、解決をはかります。時間を要する場合でも、1週間以内に、解決するよう、誠意ある対応を心掛けていきます。また、発生と同時に、すみやかに国分寺市担当者に報告します。

### ⑤困難ケースの場合

当事者間の解決が難しい場合、また、判断に迷うケースの場合はすぐに国分寺市担当者に連絡し、指導をいただき、解決を図ります。第三者委員への相談や検討会議への参加のお願いをします。

### ⑥苦情対応の記録・報告

#### ●苦情記録を共有

●苦情申出人に対し、苦情対応の経過と結果を迅速、丁寧にお知らせします。

●国分寺市に対しても、同様の報告をします。

## 4. 苦情対応をサービス向上の契機に

### (1) 苦情対応のしくみは、利用者が安心して自らサービスを選択できる仕組みとして重要であると考えます。

苦情を言うことで、自分の子どもが不利な扱いを受けるのではないかと躊躇したりすることがないよう、苦情や要望を大切なものとして受け止める姿勢があることを保護者に伝え、その窓口を設けます。

### (2) 苦情については、その原因や背景を類推し、現状を把握し、対応します。現状の仕事の質を問い合わせ直し、高める契機にしていきます。特に、子どもの事故や、けんかの処理、職員の対応に関する苦情は、職員の指導水準が問われる問題として受け止め、原因・背景・どうあったらいいのか、すぐに事例検討を行い、問題の本質と今後の方針を確立し、全職員で共有し、力量の向上に努めます。

### (3) 苦情には誠意を持って迅速に対応します。また、それを契機に保護者や地域の方々と信頼関係を深められるよう、取り組みます。

### (4) 子どもに対する苦情、子ども同士の関係に関わる苦情については、全ての子どもを守ること、そして、教育的見地から子ども自身が失敗から学び、きちんと責任を取り、相手の気持ちを理解する契機になるよう取り組みます。保護者に対しても、全ての子どもたちにとって何が大切か、その立場に立って、一緒に解決して頂くよう、働きかけます。

### (5) 子どもの怪我や事故が起こってしまった時の対応は、発生直後の迅速な対応が大切です。そこに向けた備えをし、全職員での周知徹底を図ります。事実の把握と保護者への十分な説明、原因と改善策の検討と、その後の実践など、本人や保護者の気持ちを考え、相手の立場に立った誠意ある対応を図ります。

## (12) 社員等の育成状況

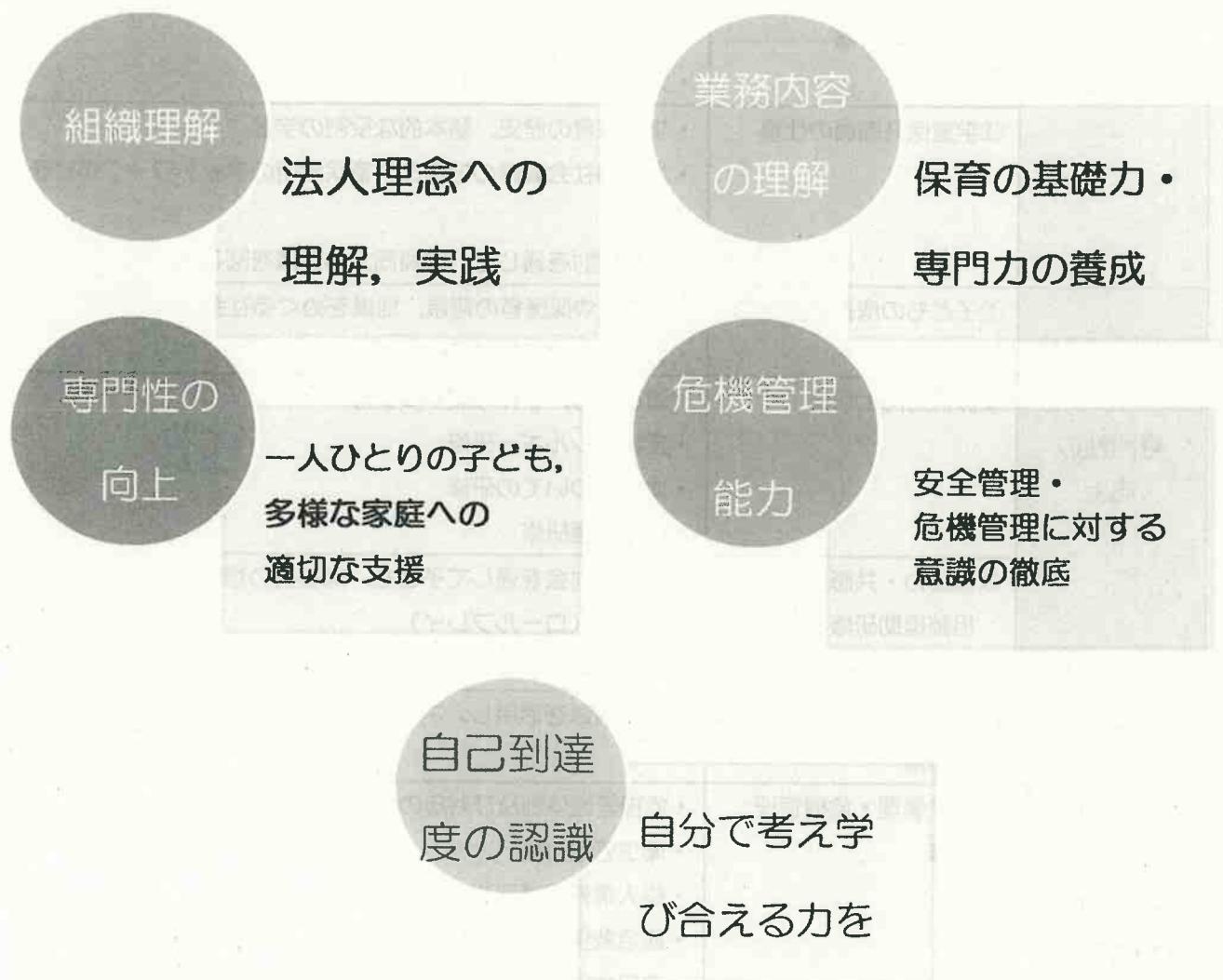
### \*研修の実施状況等

#### 1. 職員の育成・研修に関する考え方

##### (1) 地域、利用者と協同する職員集団を～

学童保育所が地域社会の中で目指す役割と、自らがなすべき仕事の本質とは何かを常に深めていく人材を育成します。自らの仕事を限定せずに、日々接する子どもたちや保護者、地域の方たちのニーズを見つけることからはじめ、そのニーズに応える事業や活動を地域の中で一緒に創造していく職員集団の形成に尽力します。

##### (2) 5つの目的を意識した人材育成～



## 2. 研修・育成体制

目的	研修名・会議名	内容
組織理解	①新人研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人理念、歴史、仕組みについての学習</li> <li>・映画会</li> </ul>
	②リーダー研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他現場との実践報告会、団作りのための意見交換</li> </ul>
	③個別計画研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じてのヒアリング</li> </ul>
業務内容の理解	①仕様書、企画提案書の理解研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書、企画提案書の学習と共有</li> </ul>
	②国分寺市運営方針についての研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺市の子育て支援分野の施策（いきいき計画）について学ぶ</li> <li>・児童福祉法や子どもの権利などの学習</li> </ul>
	③学童保育職員の仕事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育の歴史、基本的な役割の学習</li> <li>・地域の社会資源の把握と学童保育所のネットワーク作りを学ぶ</li> <li>・事例検討を通じて、職員同士の連携を図る</li> </ul>
専門性の向上	①子どもの成長と発達の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや保護者の背景、地域をめぐる社会的状況の理解</li> <li>・発達障がいについての研修</li> </ul>
	②保育力向上研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊び研修、手作りおやつ研修</li> <li>・食物アレルギー研修</li> <li>・虐待についての研修</li> <li>・応急救護研修</li> </ul>
	③傾聴力・共感力、相談援助研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討会を通して子ども、保護者の想いを傾聴する姿勢を作る（ロールプレイ）</li> <li>・保護者対応研修</li> </ul>
	④地域コーディネート能力研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活用し、ネットワークを広げる技術を学ぶ</li> </ul>
安全管理・危機管理能力	①安全管理・危機管理研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理体制及び対応の情報共有</li> <li>・衛生管理研修</li> <li>・個人情報保護研修</li> <li>・応急救護研修（エピペン、AEDなど）</li> <li>・コロナ対策研修</li> </ul>
	②苦情対応研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討を通して苦情対応を学ぶ</li> </ul>
自己到達度の認識	①年間総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設責任者、所長とのヒアリング</li> </ul>

#### (1) 法人全体研修

会議や職員研修をはじめ、全国組織の強みを活かした人財育成・法人内研修を行なっていきます。当団体の総合的研修では、子育て事業の職員だけでなく、他事業（介護や農業、清掃など）の職員も参加して、包括的な地域作りに関する知識を深めスキルを高めます。

#### (2) 安全・危機管理研修

東京統括本部の危機管理部会を中心に、各事業本部また各現場で危機管理担当を配置し、教育・研修の場を作っています。基本的な安全管理と危機対応を十分に行なえるよう、各マニュアルを整備し全職員に周知しています。

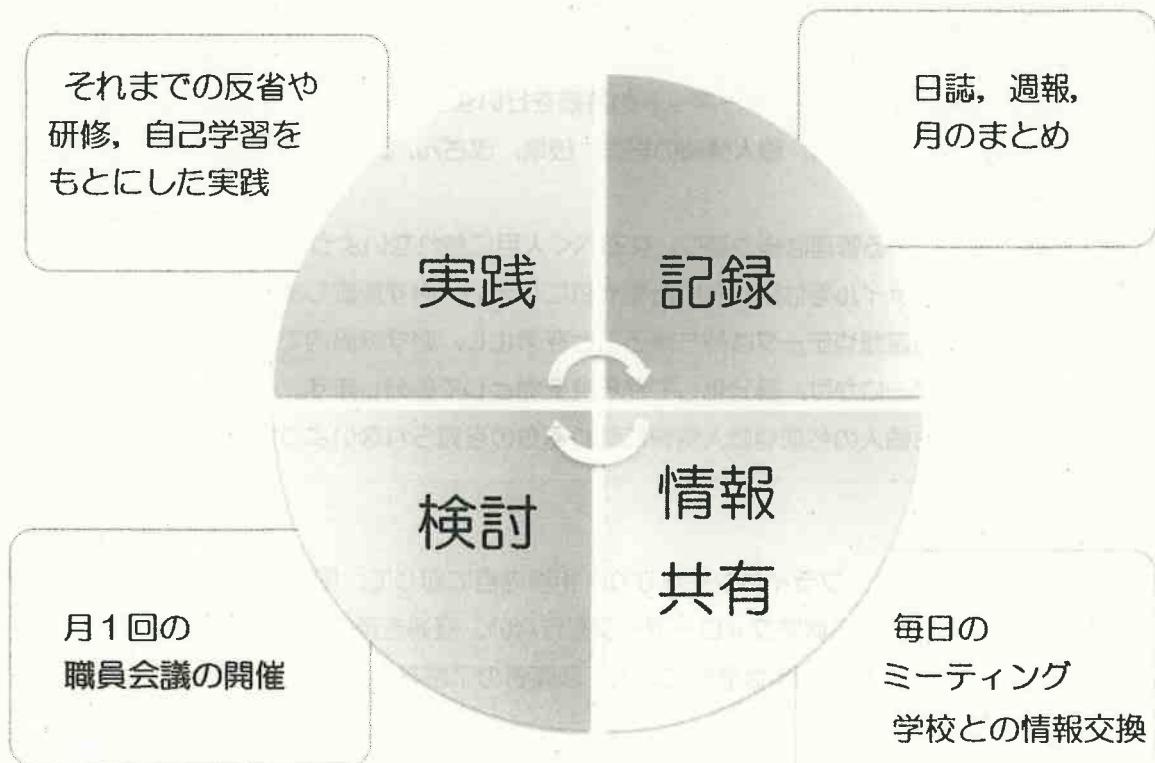
#### (3) 実践研修

日々の保育に活かしていくよう、実践的な研修を大切にしています。具体的には、各現場で実施した工作や集団遊びのアイデアを持ち寄り、工夫したところや実施する際の注意点を発表し合い、実践に役立つ研修として行なっています。とくに東京では子育て事業数の多さを活かし、東京の子育て事業に特化した会議や研修制度の構築を行ない、より専門的な研修作りを実施しています。

#### (4) 交換研修

交換研修では、他現場の保育に参加することによって、自分の現場の振り返りをします。良い実践を持ち帰り、職員同士で検討し現場の保育に活かすことができます。話を聞くだけではなく、実際に体験して感じる学びを大切にしています。

#### (5) 日常の中で大切にすること



## (13) 個人情報保護対策状況（情報の管理体制）

---

### 1. 個人情報の保護

当法人は、多数の職員情報に加えて、事業によって取り扱う利用者情報もますます増加しています。これらの個人情報を適切に扱い、漏洩などの事故を起こさないための方策と取り組みを確立していかなければならぬと考えています。当法人は、個人情報を適切に保護し、法人内外の脅威から守ることが社会的責務と考え、次の取り組みを推進します。

- (1) 法人としての「個人情報保護規定」を守ります。
- (2) 個人情報保護の重要性について、職員に対する教育や啓蒙活動を実施するほか、個人情報保護の管理責任者を置き、適切な個人情報保護のための方策を策定し、実施、維持、継続的改善に努めます。
- (3) 個人情報の収集、利用、提供および預託を行う場合には、業務実態に応じた個人情報の適切な管理に努めます。
- (4) 職員は、守秘義務に従います。雇用契約を結ぶ際に、誓約書を取り交わします。

### 2. 書類等の管理

- (1) 個人情報については、所定の保管場所にて施錠を行います。特に日誌・個人記録・月報・名簿などの取り扱いと保管については厳重に管理します。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供および預託を行う場合には、業務実態に応じた個人情報の適切な管理に努めます。
  - ①個人情報を管理するコンピュータを特定し操作する従事者を特定します。
  - ②コンピュータにはIDとパスワードを設定し、アクセスを制限します。
  - ③このコンピュータはインターネットの接続を行いません。
- (3) 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩などの予防並びに是正に関する適切な措置を講じます。
- (4) 個人情報の書面による管理は極力避け、なるべく人目に触れないように管理します。また書面による管理においても、ファイル等は決められた棚や机にしまい、必ず施錠します。
- (5) 個人情報に関する書類やデータは持ち帰ることを禁止し、必ず施設内で取り扱います。
- (6) 書類はシュレッダーにかけ、細分化してから廃棄物として処分します。
- (7) 施設内であっても個人の名前や個人情報に関わるものを見られないように工夫します。

### 3. 利用者への配慮

- (1) 子育て相談については、プライバシーを守り、相談内容に応じて、国分寺市担当者を通して専門機関の紹介等を行ないます。後日必ずフォローアップを行ない、経過を確認していきます。
- (2) 事例検討会での個人情報の活用は事前に本人・保護者の了解を得ます。

#### (14) 自主事業などの提案

\*施設の設置目的に沿って団体が独自に企画し、自己の財源で行う事業

\*自主事業収支計算書（書式任意）を提出してください。

##### 自主事業計画①

事業名	清掃活動（クリーン運動）
事業目的・内容	日頃生活をしている地域の清掃活動。 ゴミを拾いながら、地域のことを知る。
年間実施回数・延べ実施日数など	年1回程度
参加対象者	学童保育所在籍児童
参加見込み人数	登録児童数

##### 自主事業計画②

事業名	子ども会議【ひかりっこ会議(仮称)】※事業名は子ども会議で決定
事業目的・内容	日ごろから交流のある二小学区内にある四学童保育所(第一光町学童保育所、第二光町学童保育所、第三第四光町学童)の子どもが話し合い、校庭の使い方や行事のやり方などを決める。 学童生活に慣れている第二光町学童保育所の子どもたちが司会や書記を担当し会議を進行する。
年間実施回数・延べ実施日数など	年数回程度 (特に長期休業日前)
参加対象者	学童保育所在籍児童
参加見込み人数	登録児童数

以上自主事業については市との協議の上、実施いたします。

また、自主事業については指定管理期間内の施設のニーズや状況により新たに提案していく物もあります。  
その際も市への相談・協議を行ない実施していきます。

#### (15) 障害者の雇用状況

\*事業所における障害者雇用率

##### 1. 障害者雇用状況報告書（届出分）法人全体

2019年	
法定雇用労働者の算定の基礎となる労働者（人）	1018
身体障がい者数（人）	10.5
知的障がい者数（人）	1
精神障がい者数（人）	10
実雇用率（%）	2.41

母体であるセンター事業団含め、利用者としてのみならず、ともに働く仲間として様々な事業分野での就労を進めています。

## 2. 方針

国分寺市障害者計画で『市・事業者・市民等が協力・連携し、「障害のある人もない人も、共に住み続けたいまち、ふるさと国分寺」を基本理念として、障害のある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を認めあい、ともに支えあい、協力しあい、責任を分かち合って生活できる共生社会を目指すためのものです。』と謳われています。共生の地域・まちづくりに向けて、単に法定雇用率を守るだけでなく、障がい者が働くことを通じて、「社会に役立つ」「社会に参加する」実感を持ち、働くことを通じての尊厳ある生き方ができる環境をともにつくっていきます。

そのような想いから、就労継続支援A型・B型に取り組み就労支援を行なっています。その人自身が活かされるような就労に向けて、法人内で事務作業や、清掃作業、印刷物の作成などを行なっています。

全国的には、就労支援A型 1ヶ所、就労支援B型 16ヶ所、グループホーム 1ヶ所、相談支援事業所 1ヶ所、生活介護 1ヶ所の事業を行なっています。就労者は、就労A型 4人、就労B型 41人です。

また、全国的に障がい児の放課後の居場所である「放課後等デイサービス」を立ち上げています(全国 61ヶ所)。国分寺市内でも保護者の方々のニーズに応えて、保護者の方々や地域の方の協力も頂き、H28年度に「放課後等デイサービス すてっぷ」を開始いたしました。子どもたちの健やかな成長のためにそれぞれに合った活動を行なっています。曜日毎に活動プログラムを設けています。地域、関係機関と連携していきながら働く保護者を支える放課後等デイサービスを目指してきました。

放課後等デイサービスを利用できるのは0歳から18歳であるため、その後の働く場が必要です。私たちは当事者とともに働く場や居場所をつくることを目的として活動しています。全国各地で当事者とその保護者と一緒に就労の場をつくる仕事おこしの準備会の立上げが進み始めています。

### (16) 高齢者の雇用状況

\*事業所における高齢者（65歳以上）雇用率

#### 1. 高齢者の雇用状況（届出分）法人全体

(2019年)

常用労働者（人）	1858	常用労働者 60歳以上実雇用率（%）	5.27%
常用労働者 60～64歳（人）	74		
常用労働者 65歳以上（人）	24		

## 2. 考え方

少子高齢化により労働人口の減少が予測される中、社会を支える担い手として高齢者の知識や経験を活かすことは、日本社会にとって必要なことです。高齢者は、長年の様々な経験から豊富な知識と知恵を蓄積しており、発揮出来る場をどうつくっていくかは本人にとっても大切なことであり、同時に知識や知恵を地域に継承していくこともこれから地域づくりでは重要です。

近年、働きたい、社会の役に立ちたいという高齢者は増えており、働くことは生きがいを持つことにもつながります。単に収入面や健康面だけでなく、働くことを通じて地域づくりまちづくりに貢献し、地域社会の支え合いの主たる存在として、元気な高齢者、働く高齢者が増えることで、地域共生社会づくりへも寄与できると考えます。

### 3. 就労について

国分寺市内で私たちが運営している施設では、現在 65 歳以上の方が 12 名就労しています。就労に当たっては、年齢による採用制限は無く、資格要件を満たし健康面で支障が無ければ、面接や試験を行い就労して頂きます。65 歳以上の就労者については、本人の希望に応じ、話し合いのもと就労継続が可能です。健康維持に関しては十分に留意し、体調管理を行いながら一緒に働く職員同士相談しあいながら補い合って働いています。

### 4. 子育て現場において

子育て経験のある高齢者の存在は、児童館、学童保育所を利用する保護者に子育て経験を通して安心感を与え、不安解消につながっています。相談を受けたりアドバイスをしたりなど、職員と保護者の日常の関わりは少なくありません。特に初めて子育てをする保護者にとっては、気軽に相談できる場所がとても重要で、子育ての孤立化を防ぎます。子どもにとっても大きな影響があり、長年かけて培われた高齢者の知恵と知識は、人間の生きる力に直結するもので、自立に向かう子どもたちに貴重な体験を与えます。第二の家庭である学童保育所においては、様々な年齢層の職員がいることで、偏りのないバランスのとれた保育が実現します。その意味でも高齢者の果たす役割は大きいと考えます。

若者が社会に出て仕事を通して経験を積む上で、職場における高齢者の存在意義は大きく、働くことの意味を様々な視点で若者に投げかけてくれます。若者にしかできない分野、高齢者にしかできない分野を互いに補い合い、認め合いながら協力関係を築いています。

#### (17) 管理運営に必要な提案金額

\*詳細については、別紙収支計算書を参照

#### (18) 環境への配慮

\*ISO やエコアクション 21などの取り組み状況

##### 1. 環境に対する配慮

法人では ISO14001 の取得はしていませんが、取り組みはその水準を目指しています。社会的に自然やエネルギー問題に関心が高まる中で、公共の施設である学童保育所においても、効率的で効果的かつ自然と共生できる資源の活用が求められ、市民の共有の財産である施設を守っていくために、工夫した利用法を考えていきます。国分寺市の環境配慮指針の「合成洗剤の使用を控える」に基づき、全施設で合成洗剤を廃止しています。当法人でも環境にやさしいクリーンキラーを作り、使用しています。

また、国分寺市グリーン購入基本方針及び国分寺市グリーン購入ガイドラインに基づき、事務消耗品など意識的に購入しています。

##### 2. 職場での具体的な取り組み～5Rを心がけます～

Reduce ごみの減量

Reuse モノの繰り返し使用

Recycle 資源の再利用

Refuse ごみになるものを使わない

Repair 修理できるものは捨てない



- ・地元で生産された農畜産物を進んで購入します。（ごくベジ）
- ・有害の恐れのある化学物質について、排出量を把握し、適正に管理します。
- ・コピーやプリントアウトの節約、裏紙の積極的な活用をします。
- ・ごみの分別や持ち帰り、ごみの発生抑制、資源化に努めます。
- ・再資源化や再生利用しやすい製品を利用します。
- ・グリーン購入を推進し、リサイクル商品及びリサイクルが容易な製品を購入します。
- ・近距離の移動は、徒歩・自転車を使用します。
- ・電気・水道・ガスの使用量を把握し、節電、節水などに努めます。
- ・水を大切に使用するため、節水の表示をします。
- ・合成洗剤を使用せず、人や環境にやさしい石鹼を使用します。
- ・学童保育所でできる省資源・省エネルギーについて話し合いを実践します。
- ・1日の終業時、電気製品等の電源は冷蔵庫等を除き、コンセントを抜き、節電に努めます。
- ・省エネルギー型製品を購入します。
- ・夏場にはグリーンカーテンに取り組みます。

### 3. 環境教育の推進

農業体験やごみ問題・地域の清掃活動をイベント等と併せて行ないます。農業等への挑戦を進めます。毎月「経営に関する会議」を設け、話し合いを一人ひとりが経営を考える運営⇒コストカット施設維持にかかる経費の削減価格交渉・修繕の見積もりを取り、自前で直せる場合は改めて検討資源利用について子ども・利用者とともに、環境について考えます。

### 4. 食・農・環境の取り組み

当法人では食・農・環境にも力を入れていきたいと考え、自給・循環する地域を創る取り組みを全国で行なっています。具体的には地域の方にも協力をいただき廃油の回収をして当法人の精製プラントにてBDF（バイオディーゼル）燃料にして販売し、再利用をしています。

## (19) 地域雇用の状況（現状及びこれからの計画）

\*当該施設における市内在住者の雇用、高齢者の雇用、現状及びこれからの計画

### 1. 市内の雇用について

- ・緊急対応にも即座に対応できるよう国分寺市民であることを採用の大きなひとつの基準とし、積極的に雇用していきます。
- ・コロナ禍に公共機関を利用せず勤務にあたることが可能で感染リスクの軽減を行うことができます。
- ・市外の場合、国分寺市の歴史や風土などを理解し子ども達に伝承していく人材を雇用していきます。

### 2. 現在の雇用状況について

事業所	業種	所属人数	国分寺在住
国分寺ネーブル	学童（8学童・和みっこ含む）	70	30
	児童館（ひかり・もとまち）	17	2
福祉の杜とくら	福祉センター	16	11
	放課後デイ（すてっぷ）	7	3
ふじもと	学童（ふじSUNクラブ）	10	6
	飲食（SUNベジカフェ）	4	2
合計		124	54

○利用する子どもたちや保護者が地域住民とともに、学童保育所を楽しく魅力ある場所になるよう築き上げていく上で、職員の役割が非常に重要です。

○子どもに向かう姿勢、学童保育所や子育て支援事業について研鑽をつむ人材を確保します。

○高齢者・障がいをお持ちの方でも特性を活かし子どもたちの健全育成の為に活躍してくれる人材の採用をしていきます。

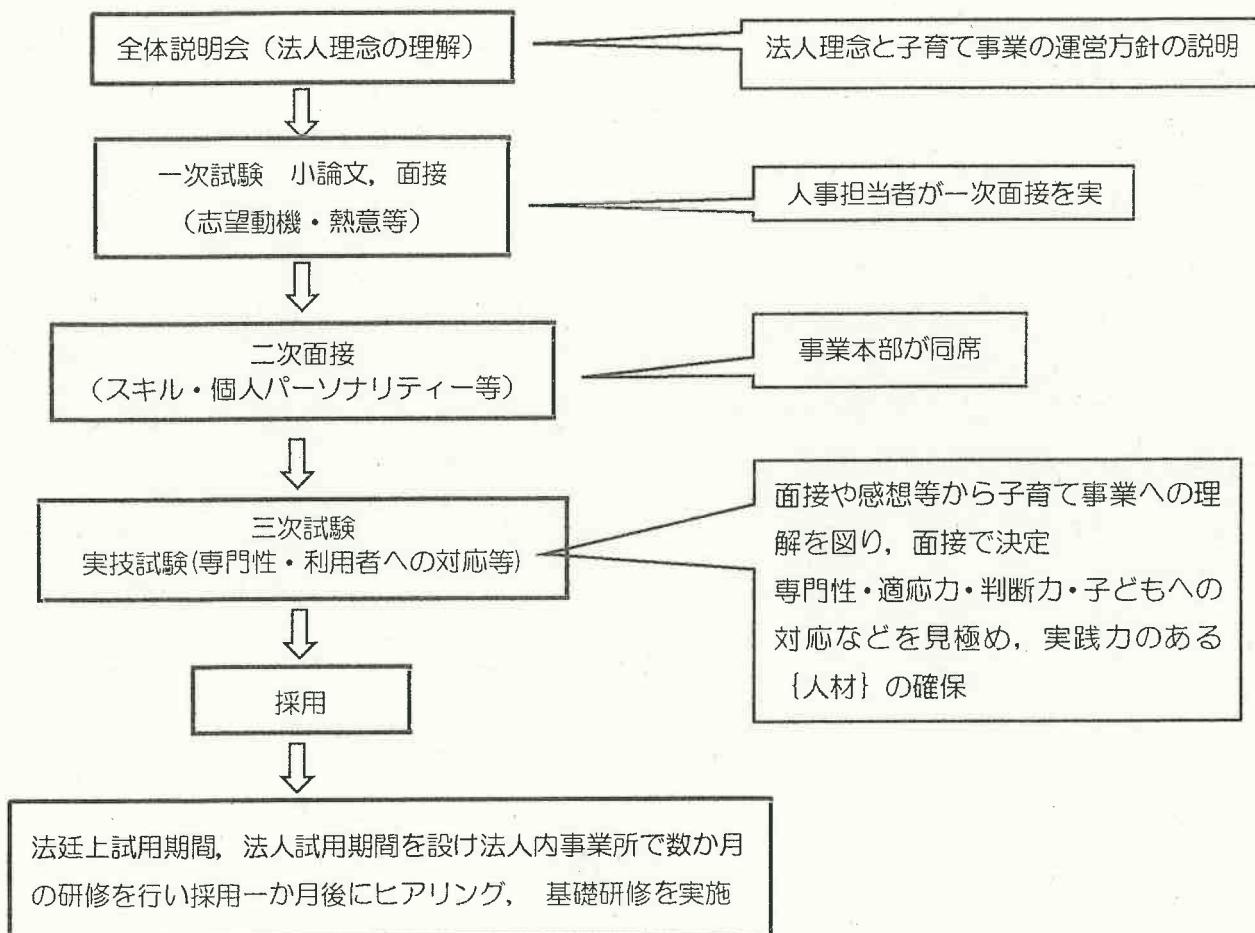
### 3. 採用について

#### (1) 採用に向けた準備として

- ・法人の理念、運営、事業活動に対する理解
- ・国分寺市子育て・子育ちいきいき計画への理解
- ・児童館・学童保育所の役割と機能を理解する意思と能力があるもの

#### (2) 採用の流れ

- ・一次面接では法人説明を行い、法人への理解を図り、面談で決定します。
- ・二次面接では面接や感想等から子育て事業への理解を図り、面談で決定します。
- ・三次試験では実際に現場で、子どもたちの前で実技試験を行い、専門性や適応力や判断力・子どもへの対応などを見極め、実践力のある「人材」の確保をします。



## (20) 災害時の対応

### \* 地震や火災等の災害が発生した場合の対応

#### 1. 災害について

災害（地震、火災、台風等）発生に備え、事前に国分寺市と充分に協議を重ねた上、「消防計画書」を策定し、災害の予防と人命の確保、被害の最小限化に努めます。

さらに、近隣医療機関や消防署、警察署、市自主防災組織との連携を強化し、地域とのコミュニケーションを図ります。その上で、定期的に消防・防災訓練等を実施し、防災に対する意識向上を図り、万が一の災害発生時には迅速かつ適切に行動します。日ごろから、避難場所（いっとき避難場所・広域避難場所等）、避難方法、連絡先を確認し、目に触れるところに書き出して利用者にも周知しておきます。

#### 2. 災害時の対応について

災害時には、係を分担し、責任を持って遂行します。自主点検自主検査(日常的に行う検査と定期的に行う検査)チェック表を作成し、それに基づき点検します。また、不備欠陥部分がある場合も、速やかに報告します。管理責任者のもとに「安全管理担当者」と「防災担当者」を配置します。

また、子どもたちを保護者に引き渡すまで、子どもたちを安全に見守ります。

#### 3. 防災時・減災について

##### (1) 避難訓練

様々な場面（火災・地震・不審者など）を想定した避難訓練を定期的に実施します。子どもたちが避難訓練の意味や目的を理解できるように「防災」をテーマに、被災者から話を聞くなどの企画をします。

実施計画をつくり、避難場所、方法、役割、流れを確認します。緊急連絡先（警察、市役所、消防署、保健所、救急病院）を所定の場所に置き、緊急な事態が起きたときに、速やかに活用できるようにします。訓練は、広域避難場所に避難し、名簿による点呼を行ない、子どもの安全を確認します。

##### (2) 備蓄について

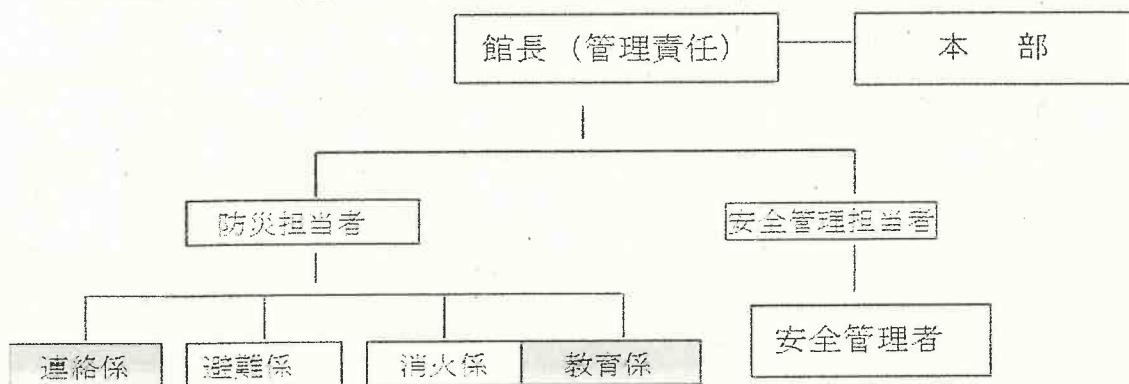
緊急時に備え、施設で非常用飲料や非常食を備蓄しています。また、賞味期限の近い非常食に関しては児童のおやつ時に体験を含め食べています。

##### (3) 管理体制について

- ①事前に予想されることへの対応を、保護者・利用者、関係者と話し合い、細かく決めておきます。また地域の中で防災対策について連携・協力を図ります。
- ②保護者のお迎えが完了するまで、子どもたちを安全に保護します。
- ③災害時に備え、非常口付近には固定物を置かないようにします。
- ④緊急連絡簿等は、災害時にすぐ持ち出せるようにします。
- ⑤不慮の事故に備え賠償責任保険、傷害保険等に加入し、誠意を持って速やかに事故後の対応を行ないます。
- ⑥家具や遊具の転倒、転落を防ぐために家具の固定や適切な遊具の配置の検討を日々進めています。
- ⑦子ども子育て事業課より示された国分寺市児童館・学童保育所災害時初期対応マニュアル（web 171 の訓練）を活用し、館内研修などで日々理解を深め、災害発生時に備えます。

## 防災及び安全管理組織図

(事業担当職員にて配置)



防災安全管理責任者 (施設長)	施設に関する防災及び全体の安全管理に関する把握を行い、適切に指導する。
防災担当者	地震、火事などの際に避難する場所の把握、連絡の統括、消火における対応の指導、災害時の利用者への事前の指導などの企画を実施する。
連絡班	災害時に責任者及び担当者の指導のもと関係団体に連絡、通報する。
避難班	災害時において利用者たちを全員、安全に適切な避難場所迄誘導する。
消火班	災害を最小限に押さえる事を目的に、責任者及び担当者の指導のもと初期消火に努め災害を防ぐ。
安全管理担当者	施設における遊具、教具、建物に関する安全管理の把握をし、改善の指導をする。
安全管理者	施設における安全を点検し、故障の確認及び正しい使い方を利用者に指導する。

### 4. 台風・豪雨・豪雪時の対応

台風・豪雨・豪雪等により、館内の危険や来館、登所・降所の著しい困難が予測される場合は、国分寺市担当者と協議の上、休館や閉館時間の繰上げ、繰下げ等の対応を執ります。学童保育所在籍児童には、緊急時引き渡し票をもとに保護者に連絡をします。子どもの安全確保のため、保護者の送迎をお願いします。一斉下校、時差登校・休校の場合は保育を行います。保護者や家庭に子どもを確実に引き渡すために登録届けの整備、災害対策マニュアルの内容を確かめて、利用者に周知します。

### 5. 地震発生時の対応

職員は身の安全を確保し、揺れが収まった段階で各部屋の子どもたちの安否を確認し、ガラスや施設内設備の点検を行います。施設が危険な場合は落ち着いて避難誘導します。特にガラス等が割れている場合は、上に物を置くなどして子どもたちが踏まないように配慮します。けが人が出た場合は、応急処置を施し、救急車を要請します。

## 6. 火災への対応

建物や火気の周囲には燃えやすい物を置かないよう管理を徹底します。また、ガス機器・電気器具・換気扇等の定期的な点検・清掃を行うとともに、火災報知器・消火器・自動消火設備は年1回以上点検します。火災発生時は利用者や学童保育所在籍児に館内放送等を使って火災発生を知らせ、119番通報を行うとともに初期消火にあたります。火災発生時は利用者の安全を第一に、利用者があわてないよう落ち着いて誘導します。職員は各部屋を点検し、逃げ遅れた人がいないかを確認します。

## 7. 防犯について

日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、防犯訓練、法人内のマニュアルや関連する研修の共有、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底します。

地域に開かれた施設運営を行なうことで、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化につなげ、地域としての連携体制の強化を図ると同時に、日頃から警察等関係機関とも協力・連絡体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築します。

### (21) 学校及び地域等との連携による児童の育成支援への取り組みについて

\*学校や地域等との連携による子どもの成長過程等に応じた事業展開、保護者への支援、連携など  
保護者との信頼関係の構築のための取組など

～児童に関しての情報共有と考察について～

常に保護者および地域社会に対して密接な連携と交流を図り、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、情報を共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援をしていきます。

#### (1) 学校・関係機関とのつながりを深める取組み

学校・子ども家庭支援センター・児童相談所と連携し、子どもたちの家庭環境・様子を知る事によって日々の保育に活かしていきます。また、こちらからの情報も必要に応じて提供し相談する事で、子どもたちをより多くの目で見守っていきます。また、近隣の施設とも日常的に情報を交換し合い、子どもたちを地域一帯で見守るネットワークを築きます。

日ごろから細やかに学校等関係機関と連携し、迅速な情報共有・連携が取れるように関係を築きます。

#### ●情報共有●

障がい児童で入所の児童 A 君の保護者からが学校でお友だちとトラブルになってしまったと話を聞き、国分寺第二小学校学級担任、学童保育所職員で情報交換を行いました。その後、子どもの発達センターつくしんぼの職員とも連携し、学童保育所以外にも過ごせるような居場所づくりを行った。関連機関全体での情報共有と対応の検討をしたことで、A 君も落ち着き、保護者も安心して働くことが出来るようになり、中長期的な視点での支援体制の構築が進みました。

## (2) 保護者とのつながりを深める取組み

連絡帳・学童保育所だより・保護者会・個人面談などを通して情報共有や方針の伝達を行ない、保護者と一緒に子どもたちを見守っています。

## (3) 交流を図る取組み

高齢者の活動グループや町会・自治会・民生委員の方々との接点を模索し機会を得て地域の子育ての輪を多世

代に広げられるように取組みます。またあたたかな輪が広がることで、子どもたちの自然な情操の成長発達が促せると考えます。ひかり地域を温かな環境にますます広げられるよう活動していきます。

### ●関係機関との連携●

国分寺市では、円卓会議や地域福祉推進協議会など行政と市民が手を取り合い、子どもたちや、子育て中の人たちを取り巻く環境をより良いものしていくための会議があります。子どもたち一人ひとりが抱える背景や子どもの居場所、孤独になりがちな保護者の立場になって地域全体で解決していくことをしています。私たちは児童館や学童を運営する中で、子どもたち・保護者の具体的なニーズをキャッチし、そのような会議で議論していくことを大切にしています。

1. 地域懇談会の開催
2. 多世代交流事業
3. ボランティア・インターンシップの受け入れ
4. 地域参加
5. 学校・民生委員・児童委員・子ども家庭支援センター・児童相談所との情報共有

### ●放課後子どもプランとの連携●

国分寺第二小学校のPTAの方、社会教育・スポーツ振興課の方との会議に学童保育所も参加させていただき、今後の放課後子どもプランの方向性や組織的なあり方を話し合っています。学童保育所の子どもたちは、校庭開放やサッカー教室、あそびのひろばなど、多様なプランに参加して楽しい放課後を過ごしています。

### ●ありがとうの会●

日頃、学童保育所に関わりのある、消防署、警察署、誕生日会のおやつの配達をして下さるセブンイレブン、手作り昼食の食材の配達をして下さる八百屋さん、ハロウィンでお世話になった電気屋さんとスポーツクラブの方を招待して「ありがとうの会」を行っています。子どもたちには地域の方とのつながりの大切さ、学童保育所での生活を送っていく上でどれだけの地域の方たちが関わっているか等を伝えています。

### ●こくべじとの連携●

国分寺市市政戦略課のこくべじワークショップをきっかけに現在では国分寺市経済課とともに地域の農家の方とつながり、児童館のイベントや学童保育所のおやつや手作り昼食で、国分寺の野菜（こくべじ）を積極的に使用しています。学童保育所での食育活動に協力したいという農家の方と連携し、野菜や果物の収穫を、子どもたちが行なう機会もあります。地産地消意識を広める為、皮をあまり剥かずに栄養が残るよう工夫し、ごみも出さない調理法を推進しています。



#### (4) 日々のミーティングの重視

学校や地域等との情報共有・連携のためには一番に現場内の職員の情報共有が大切だと考えます。毎日のミーティングを大切にし、常勤、非常勤に関わらず全職員が子どもたちの様子を把握し、当日来ていなかった職員へもその日のことがよく分かるように工夫をしています。ミーティングの時間を多くとれない一日保育の日は、引継ぎノートなどで、情報共有をし、全員が同じ視点に立って保育を行ないます。

#### (5) 既存学童保育所との連携交流

第二小学校に在籍している児童の健やかな成長には、そばにいる大人の連携や子ども同士の交流は欠かせないものだと考えています。

お互いに訪問し合ったり、行事に参加したりするなどの取り組みを行い、子ども、職員同士の交流を深めていき、活動内容や子どもの様子について共有します。また理解を深めるために、見学やミーティング等で職員同士の交流を深めていきます。年齢の異なる子どもが一緒に過ごし、子ども一人ひとりの異なる発達の状況を把握。した上で、遊びや生活の中でそれぞれの子どもの感情や意思を尊重していきます。そのためにも子ども一人ひとりが学童保育所での過ごし方について共通の理解を持ち見通しを持って過ごせるように工夫していきます。

定期的に行事を実施し、学童保育所の目的である異年齢集団での活動を活性化させます。以下の行事を実施します。

避難訓練（地震）	年 2 回
合同保育	土曜日
シーターデイ	年 3 回程度
集団遊び	月 1 回程度

### (22) 配慮を要する児童への対応について

\*配慮を要する児童（障害のある児童等）への対応方針及び体制（職員配置、研修体制等）が適当であるかなど

#### 1. 子どもの権利の尊重について

当法人は、子どもの権利の尊重を重視して保育業務を遂行することを責務としています。障害や特別な配慮を必要とする児童も増えている中で、一人ひとりの違いを知り、時には助け合い、時には励ましあうことで、互いに育ちあうことのできる学童保育所を目指しています。

保護者が労働などにより、放課後や長期休業日に家庭にいない子どもに対して、分け隔てなく各子育て支援機関との連携をはかり、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう自主性、社会性および創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図るようにします。

利用者である子どもの性別、国籍、障がい、信条または社会的身分によって差別的な扱いを決して行なわず、人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重し誰もが生まれながらにして持っている人間として幸せに生きていくための権利と、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ参加することを保障していきます。

## 2. 障がいのある児童の対応について

障がいのあるなしに関わらず、子どもたちの個々の性格や課題、家庭の状況に出来る限り寄り添った支援を心掛けています。障がいのある子どもを受け入れる際には、保護者や学校の先生から家庭や学校での様子、必要な配慮を伺い、学童保育所での支援方針を職員で話し合い決めるようにしています。

学校公開や運動会など、場所の離れている学校であっても行事には出来るだけ出向き、子どもたちの活躍や成長を実際に目にすることで、より一層子どもたちの成長や課題を理解することができるようになりました。また、保育時間外の働きかけが、子どもたちと支援員の関係や保護者と支援員の関係をより良いものにしています。

障がいのある子どもの保護者の心配や不安に寄り添い、定期的な面談やお迎え時に情報共有をし、些細な変化も互いに共有することができます。

障がいのある児童と他の児童が同じ時間を共有するメリットは、互いに成長ができます。支援員がどんなに声をかけても部屋の隅から動かなかった子どもですら、他の子どもが声をかけるとすんなりと次の行動に移れることはよくあります。障がいのある児童が、周りのお友達が宿題を頑張っていたり、行事に参加をする様子を見たりして、集団活動に参加ができることもあります。また、支援を必要とする児童がいることで、周りの子どもたちの譲り合いや思いやりの気持ちも育まれています。

### (1) 学校との情報共有

障がいのある子どもを受け入れるときには、事前に、子どもの学校での様子や授業などの見学を行なっています。学校や特別支援学級の担任の先生からも、一人ひとりの子どもに必要な配慮や環境、発達上の課題を伺い、保育の参考としていきます。また月のおたよりや年間行事予定などを学校と交換し合い、情報の共有化に努めます。

### (2) 集団生活の中での成長

周囲の刺激を少なくて、必要なものが目に入りやすくなるような環境を整理し、注意すべき事柄は視覚的に絵や文字で提示していきます。興奮してしまった時はクールダウン（その場を離れ、一人で気持ちを鎮める）できる環境を確保します。落ち着いた時点で本人の気持ちを聞き、原因を考え、状況の理解を共有し、本人が少しずつ自信を持てるように、些細なことでも良いことは励ましていく環境作りを心掛けていきます。健常児とのより良い関係が育まれるように、健常児と障がい児が、同じ班活動や遊びに取り組み、子ども同士の集団やその関係性の中でお互いが学び、育ち合う取り組みを大切にします。

### (3) 関係機関との連携

関係機関や専門機関、学校との連携を密にして事態の変化に対応していきます。日々成長する障がい児を丁寧に見ていくことで、些細な変化を見逃さないようにします。必要に応じて、国分寺市や専門機関、学校や関係者と連絡を取り合って、迅速かつ根気よく対応をしていきます。

### (4) 保護者との信頼関係作り

保護者との連絡や話し合いを密にして、気軽に相談できる関係を作っていきます。その関係を構築していく中で、保護者の方たちの不安や悩みを真摯に受け止め、お互いに考えたり悩んだりすることで、課題に対して共感を持ちながら進めていきたいと思います。

### ●個人面談●

障がいのあるお子さんご家庭とは、夏と冬に保護者との個人面談を実施しています。夏には学童保育所、学校、家庭における児童の様子を共有するとともに、今後の保育方針について協議しています。冬の個人面談では、年間を通じての児童の様子や、卒所や次年度の保育にむけての話し合いをしています。日頃伝えきれない子どもの成長や、課題を達成できた時の話をすると感極まってしまう保護者も時にはいらっしゃいます。情報共有がねらいのひとつではありますが、保護者の方の不安や悩みに少しでも寄り添い、一緒に子どものことを考える場でありたいと考えています。共に笑い、共に涙する関係構築を目指していきます。

## 3. 要保護児童の対応について

全国の児童虐待相談の件数は増加し、死亡件数についても高い水準で推移しています。このような現状を踏まえ学童保育所を担う私たちは、日々子どもに接する中で最も子どもの変化に気づくことが出来る場所になります。虐待児童の早期発見と報告、その対応は、私たちの重要な役割のひとつと考えています。

### (1) 児童虐待についての理解を深めること

児童虐待がどのようなものであるかを、研修や学習会を通じて理解するように努め、全ての職員が児童虐待について正しい認識を共通理解として子どもへの対応に臨みます。児童虐待が、様々な環境的要因によって発生しやすくなる点から、環境面という視点からも子どもを理解するようにします。

### (2) 「気づき」を大切にすること

日々のミーティングや話し合いを通じて、子どもの様子を話し合う中での職員の「気づき」を大切にします。気になる子どもについては継続的に記録を取り、様子の変化をよく見て対応に生かします。チェックシートなども活用しますが、その結果によって判断するようなことはせず、あくまで客観的な資料のひとつとして参考にします。

### (3) 虐待を発見した場合の対応について

明らかに子どもの安全が脅かされ、場合によって生命に危険が及ぶ危険性がある場合には、各責任者から国分寺市に速やかに連絡し、早急な対応が取れるよう連携します。虐待の可能性が疑われるようなときにも国分寺市、他の関係機関に連絡をし、子どもの命を最優先に考えます。

「情報提供」「援助要請」「通告」という判断によって行なわれていることを理解し、国分寺市への報告及び対応の相談を密にしながら、適切な対応を心がけます。

### (4) 虐待を受けている子どもへの対応について

虐待を受けている子どもは、多くの場合自尊感情が低くなっています。そのことを考えて、傾聴する姿勢を大切にします。場合によっては、大人全般に対して不信感を抱いている場合もあるので、職員が共感しながら見守りや精神的な支援をします。

### (5) 法人内の虐待防止委員会の取り組み

当法人では虐待防止委員会を立ち上げ子どもへの虐待等の禁止と予防に取り組んでいます。児童虐待により子どもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与え、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子ど

もに対する最も重大な権利侵害と考えます。身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待などの早期発見に努め、発見次第速やかに通告をしていきます。

#### 4. 配慮をする児童への対応での共通の大切にしたい実施事項

##### (1) 職員配置について

職員配置は仕様書の人員配置に基づいて障がい児に対し、一対一対応し、安心安全な保育を行います。

##### (2) 日常生活や集団遊びなどを通じて仲間作りを学ぶ取組み

異年齢集団という特徴を持つ学童保育所において、上級生や下級生同士の交流を増やすために、班で活動する行事や遊びを多く取り入れていきます。また、学童保育所生活の中で困ったことがある時に、相談し合える関係や子ども同士で解決していくこうとする力を育んでいきます。

##### (3) 研修について

専門性の高い職員であるために研修を重視します。障がいのある子どもの特性を正しく捉るために、基本的な学習を行なうことと、子どもを取り巻く法律や制度の変化に対応できるようにし、積極的に研修や学習会等に参加し、内部の会議等での事例検討や学習会を開催します。

#### 5. アレルギーなどの個別対応について

##### 食物アレルギーへの配慮

**全職員が子どもの安全を守る当事者としての認識を強く持って事故防止に取り組んでいきます。**

- ・アレルギー児の対応は、主治医の指示のもと保護者とよく話し合い、食品を提供します。
- ・手作り昼食や行事の際は使用する材料の成分表を提示し、保護者に確認していただきます。
- ・体調の変化や症状など保護者と確認し合い、改善に向かうよう努めます。
- ・アレルギー児の状態、方針などの情報共有、情報交換を職員で実施します。
- ・プライバシーや個人情報保護に配慮しながら、エピペンの使い方や食物アレルギーの研修を行い、理解を広げます。
- ・食品表示にアレルゲンがないか複数の職員でダブルチェックをし、別皿での提供や持参したおやつを提供しています。
- ・食事中や食後の様子に十分留意し、些細な子どもの変化に気づくことを大切にします。